

令和4年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年9月6日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和4年9月6日(火) 午前 9時01分
散 会 日 時	令和4年9月6日(火) 午後 3時52分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子      加藤 久子      金澤 孝太郎 野本 恵司      潮田 幸子
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 2 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 4 号	令和 4 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 5 6 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分	認 定
第 5 9 号	令和 3 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	田口 千恵子	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部参与	大島 進
こども未来部参事兼		教育部副部長兼	
子育て支援課長	高子 英江	教育総務課長	鳥沢 保行
こども応援課長	佐々木志万子	教育部副部長兼	
保育課長	矢澤 潔	学務課長	上岡 勝
		教育総務課中学校給食	
(健康福祉部)		センター所長（課長級）	竹井 豊
健康福祉部長	木村 勝美	生涯学習課長	高橋 和久
健康福祉部副部長	沼上 勝	学校支援課長	穂山 孝幸
健康福祉部参事兼		学校支援課教育支援	
健康づくり課長兼		センター所長（課長級）	久保田明子
新型コロナウイルスワクチン		スポーツ課長	川口 修
接種推進チーム課長	清水 恵子	中央公民館長（課長級）	新井 隆司
福祉課長	服部 和代		
障がい福祉課長	新島 政博		
介護保険課長	宮澤多喜也		
新型コロナウイルスワクチン			
接種推進チーム副参事	中山 尚子		
介護保険課副参事	中根 洋子		

吹上支所副支所長兼地域

グループリーダー（課長級）大島 和之

川里支所副支所長兼福祉

グループリーダー（課長級）吉田 勝彦

書 記  
書 記

佐伯 幸子  
中島 達也

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。野本恵司委員と潮田幸子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第54号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第59号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定についての議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第52号の一般会計補正予算について、次に議案第56号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第54号及び議案第59号について、議案番号順に審査を行います。審査は全て、執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

また、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 2 6 分)



(開議 午前 9 時 2 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第52号の令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)について何点か質問させていただきます。

まず、第2表の債務負担行為、先ほどご説明をいただきましたが、この中でスクールバス運行業務委託という形で、吹上の下忍小のスクールバスということなのですが、この金額云々については、従来笠原から中央小学校にスクールバスが実際動いておりますが、金額的には大体どのような計算方式をしているのかお聞かせ願いたいのですが。

(教育部副部長兼教育総務課長) こちらのスクールバスでございますけれども、北新宿地区から下忍小学校へ通う予定の子どもたちが、今のところ確定されている方が、7月のアンケート調査では、未就学児が24人、在校生が10人の34人が確定しているところでございまして、そのほかにまだ考え中ですとか未回答の方がいらっしゃいましたので、それ両方合わせますと大体65人ぐらいの方がマックスで下忍小学校のほうに行かれるのではないかというふうに思っております。その中で、今年、財源の見積りにつきましては、中型バス45人乗りのものを2台程度ということで見込んでございまして、そうしたところ1,980万円というような予算になってございまして、こちらにつきましては笠原と比べますと、マイクロバス3台ですので、若干金額のほうは高くなっているというふうな形でございます。

以上です。

(金澤) 次に、その下かな、外国語指導助手派遣業務委託という形で、ALTの皆さんのあれなのですが、20名と言っていましたっけ。男女で

合計で。というあれですけれども、コロナ対策で外国人の入国制限とか、いろいろそういう影響が出ているのだけれども、この辺の問題というのは対処できているのですか。

（学校支援課長）今年度20名のA L Tを配置しておりますが、そのうち17名が派遣業者からのA L Tです。こちらのほう、今年度の年度当初からの配置に17名間に合いました。無事に4月からスタートすることができましたが、3名のJ E T A L Tにつきましては配置のほう若干遅れまして、やはりコロナの影響で、この3名のJ E T A L Tはオーストラリアからなのですけれども、来日が遅れたということではございました。ただ、今年度、現在20名を配置しております。来年度につきましても同じように20名配置をしていきたいと考えております。

（金澤）そうしますと、A L T 20名の派遣については、業者選定をすると先ほどご説明はいただいたと思うのですが、これは業者さんに一括でその20名の派遣をお願いするという解釈でいいのかな。

（学校支援課長）17名のA L Tは、派遣業者を選定して配置をいたします。3名のほうは、国のJ E T プログラムのほうを活用して、こちらのほうには3名配置をいたします。先ほどのコロナの影響ですけれども、今年度につきましては配置をずっと20名できております。昨年度のJ E T A L Tは遅れが生じたということではございました。

以上でございます。

（金澤）その次に、その下段の中学生の海外派遣業務委託という形で、今までコロナの関係で海外派遣ができなかったと。今回、令和5年度に20名の派遣をするための準備をしていくということなのですが、特に一般的に言われて、コロナというのは初め南半球のほうの動向を見てからどうするのだというふうに言われているのだけれども、今後コロナの関係、感染拡大云々等で南半球、オーストラリアを含めて拡大云々があった場合に、オーストラリアの学校のほうの受入れ態勢というのは大丈夫なのですか。

（学校支援課長）現地オーストラリアの感染状況につきましては、現地旅行業者等を通したり、またクレアのほうと確認をいたしまして、感染

状況を確認した上で実施につままして検討していきたいと考えております。

（金澤）では、次に民生費のほうに移らせていただきますが、13ページの下段に県支出金、過年度収入で生活保護費県負担金、生活困窮者自立支援事業ございますよね。1,752万2,000円……ごめんなさい。15ページの一番下、生活困窮者自立支援事業1,752万2,000円。これはコロナ禍、物価高等の影響等もあって生活困窮者の生活も非常に大変かなという形なのですが、現状、自立支援事業というのほどのような支援を行っているのか、具体的なご説明いただければと思うのですが。

（福祉課長）お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業でございますが、生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立を促すための事業でございます。中には自立相談事業、子どもの学習生活支援事業、学習支援事業利用者交通費補助、住宅確保給付金（P7「住居確保資金」に発言訂正）、家計改善支援事業、5つございます。

以上です。

（金澤）次に、これ19ページになるのかな、保育課のほうのところと、その上の子育てのところなのですが、子育て支援のほうの今までの説明も返還金ですよという形。それで、保育課の特定教育・保育所健事業のところも返還金ですよという形なのですが、特に子育て支援の子育て世帯生活支援特別給付金、これが5,184万4,000円、下段の保育課の特定教育・保育所等支援事業9,126万7,000円という形で返還というお話なのですが、ちょっと数字があまりにも大き過ぎるのだよね。これ当初、予算云々で計画しているに対して、実績があまりにもかけ離れているなという感じがするのだけれども、返還金で決算だから、返せばいいよというのではなくて、当初の計画云々からいって、この辺の数字というのはどういうふうにお決めになっているのか確認をしたいのです。あまりにもちょっと金額が大き過ぎるので。

（保育課長）お答えします。

返還金についてなのですけれども、基本的には民間保育施設の、保育の

ほうなのですけれども、民間保育施設の状況把握や過去の実績等を踏まえて申請のほうをしております。

以上です。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） それでは、19ページの子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給の金額のほうが大きいいというお話にお答えいたします。

こちらが、事業としましてはその上のひとり親世帯分と一緒にやった事業となっております。こちらが去年の令和3年度の12月から行った事業になりますが、当初の予定よりも申請者が少なかったこと等がございまして、返還金が多くなったという理由になります。

以上です。

（金澤） 今のご説明、両方聞きましたけれども、結局、当初これは予算的にある程度金額を多めに予算化しておいたほうがベターだろうと、実績等からいって後で返還をすればいいのだというような解釈でこういう見積り等云々をしているのか、その辺確認したいです。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） 国のほうの所要調査のほうがございまして、本市としましては家計急変や年金受給者等の申請があると見込んで申請をしておりましたので、そこは少し多めに見積もって依頼してあります。

（金澤） そうすると、万が一見積りが少なくなった場合はどういうふうに対処するのですか。再度補助要請か何かするのかな。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） こちらのほう、不足した場合には追加で国のほうに申請しまして、追加交付があるようです。

以上です。

（金澤） 保育課の特定教育・保育事業のほうも同じですか。

（保育課長） 保育課のほうも同じ形になります。

以上です。

（金澤） 続きまして、教育部門のほうに入らせていただきますが、27ページに小中学校教育のICT環境整備事業とあります。それで、国から公立学校情報機器整備費の補助金という形で内容的なのですが、これ具

体的な内容というのをもう一度お話しいただけますか。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えをいたします。

こちらの補助金ですけれども、G I G Aスクール運営支援センターの整備に対する補助金ということでございまして、補助対象経費となりますのがヘルプデスクの開設及びサポート対応、ネットワークアセスメント及び応急対応、I C T支援人材育成及び確保、休日・長期休暇等トラブル対応ということなのですけれども、この中で本市ではヘルプデスクの運用費用、システム保守費用、システム研修会が対象となっております。補助上限額のほうが1,146万6,000円でございますので、この3分の1が補助されるというものでございます。

以上です。

（金澤）最後の質問になりますけれども、29ページのスポーツ教室開催事業ですか、975万2,000円という形で、日本パラスポーツ協会のほうからの補助という形なのですが、備品購入で体育用の備品という形なのですけれども、障がい者の方がお使いになる体育用備品ということなので、具体的にどういうものがあるのですか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

一応予定させていただいているものにつきましては、ボッチャ用具一式、カローリング一式、ユニカールセット、キンボール等を予定しております。

以上でございます。

（金澤）今お話ししたのは実際どういうふうにするの。

（スポーツ課長）まず、実際の使い方といたしましては、この競技、障がい者スポーツ指導者連絡会やスポーツ推進員等の協力を要請いたしまして、障がい者教室、ニュースポーツ体験会、また用具の貸出し、出前講座等で運用していきたいと考えております。

以上でございます。

（金澤）そうすると、そのスポーツ教室云々というのは、ほかの団体がやるに当たって必要な備品とスポーツ用具を市のほうが補助するというか、用意するとかという解釈でいいのかな。

(スポーツ課長) スポーツ課のほうでは、先ほど申し上げました障がい者スポーツ指導者の連絡会というのがございます。そちらの協力を得て年5回、スポーツ課のほうで障がい者スポーツ教室を行っております。そういったものに活用し、また団体のほうからこういった教室をやってほしいという依頼があれば、その都度対応させていただいている状況でございます。

以上です。

(福祉課長) 金澤委員の先ほど私のほうで答弁をしました発言の訂正をお願いいたします。

生活困窮者自立支援事業とはどういう事業ですかと質問に対して、私のほうで5つの事業、4つ目になりますが、「住宅確保給付金」と発言をしてしまいました。「住居確保給付金」に訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ご了解ください。

(加藤) では、6ページのまず1点目、債務負担行為の件なのですが、前任者も質問しておりました外国語指導助手の派遣の関係です。前任者も質問しておりますので、簡単に聞きたいと思うのですが、これはもう来年度に向けて今年度から準備しなければということでの債務負担行為という内容は分かっているのですけれども、このまず金額、これは派遣する子どもたちの分も含めてだと思っておりますが、それでまずいいのか。そして、いろいろコロナ関係でここ数年実施されていないわけですが、これというのはいつ頃までに実施する決定をしていこうと思っているのか伺いたいと思います。

(学校支援課長) 外国語指導助手派遣業務委託の費用につきましては、業者のほうから……失礼いたしました。その下、中学生海外派遣業務委託の費用についてのご質問に対してお答えいたします。

費用のほうは、中学生20名と引率職員3名のオーストラリアの派遣に係る費用でございます。費用のほう、旅行業者の見積りからではございますが、やはり物価高騰の影響が多少出ているところではございます。

それから、事業の実施の可否につきましては、今年度内に、年度内に業

者、早めに選定させていただいて、状況を見極めつつ、年度内に実施については決定をして、そして実施の場合は年度内に業者と決定して準備を進めていく予定でございます。

以上です。

（加藤）派遣していく子どもたちの費用だというふうなことですけれども、業者への支払い金額もある内容的なものではないかなというふうに思うのです。それと、今年度中に可否を決定していくということなのですが、今年度といたしますと、行くのが7月、8月でしたっけ、その当時ですとまだまだ何かコロナの波というのが起きてしまうと思うのですけれども、その辺どのような考えで、もしまたコロナがうわっと増えてきたりとか、感染者が増えたりとか何かしたときには、例えば3月、4月頃にまた増えたりとか、そういったときには今年度に決定してもなかなかそれが実施不可能ということもでてきてしまうと思うのですが、それはいつまでに、最低的な決定というのはいつ頃に考えているのかをお聞かせください。

（学校支援課長）中学生海外派遣業務事業の実施につきましては、やはり現地派遣する現地の感染状況、また国内の感染状況を見極めつつ決定をしていきたいと思っております。これまでも実施がこの3年間できていないわけなのですけれども、おおむね年度内にその中止については決定をいたしてきております。海外派遣の実施の準備が4月に入ってすぐに取りかかっていく必要がございますので、年度内に、3月末までに中止か実施か決定をして、そして業者と連携をして実施の場合は進めていきたいと考えております。ただ、契約後の実施となりますといろいろキャンセル料等の問題が発生してまいりますので、状況をよく見極めつつ、これまでと同様、決定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

（加藤）では、取りあえずは今年度中に決定をしてということなのですよ。では、例えば本当に年度明けてからかなりもう、コロナはもう本当に先が見えるような形になっても、もうどういう状況になっても、もう一旦決定してしまえばそれで、そのような計画で終わるといって、終わ

るというか、計画の下に中止であれば中止ということはいこうというふうなことなのか確認です。

（学校支援課長）これまでと同様なのですけれども、年度内に、令和2年度の場合は決定については次年度になってしまったのですけれども、コロナの1年目につきましては、業者とよく連携をしまして、決定して、その決定に基づいてその後は進めていきたいと考えております。

（加藤）では、次、18ページのほうに行きます。これといった1項目に対してでなくて、前任者もありましたけれども、いろんな面で返還金というふうな補正になっているわけなのですが、先ほど前任者も大分この金額も多過ぎるのではないかというふうな質問もあったかと思いますが、全体的にかなりの項目の中で返還金というのが出ているわけなのですけれども、これというのは、よく受け取れば、それを対象となるものがなかった、だから返還になったというふうな受け止め方でいいのか。全体的なものでお聞きします。どこでどうなるのかちょっと分からないのですけれども。

（健康福祉部長）返還金につきましては、対象となる事業がなかったというよりも、コロナの影響ではないのですけれども、事業の見込みを立てたところでそこまで利用者が伸びなかったとかという理由による返還金でございます。額が大きいのは、そのベースとなる予算額が大きい事業がございますので、執行率はある程度いっていても、どうしても返還金、絶対値というのですか、額としては大きくなってしまおうという状況でございます。

以上です。

（加藤）では、27ページに行きます。笠原公民館の関係で1,390万ということでの補正ですけれども、先ほど説明があって、高天井のところのガラスの部分からの雨漏りでというふうなことだったと思うのですけれども、これの公民館というのは築どのぐらいたつのでしょうか。

それと、ガラスでというのは、どういうことでそういう建築物になっているのかちょっと分からないのですけれども、今後においてもそういう建築の構造の中でずっと大丈夫というか、ガラスの部分を全く別のに替

えるとか、そういうことはしなくても大丈夫なのかを確認させていただきたいと思います。

（中央公民館長（課長級））では、お答えいたします。

笠原公民館の今回の工事の概要というのは、さきに説明したとおり天井のトップライトドーム、そちらからの雨漏りが今回原因ということになりますので、工事の内側のトップライトをまずガラスを外して、劣化したビート、ビートというのはゴムパッキン、そこからの雨漏りがしているということになります。これまでも雨漏り多少あったのですけれども、部分部分の補修だとまたそこから雨漏りができてしまうということがあります。それなので、今回その劣化したビートというのですけれども、それを剥がして新しいものに装着すると。取り外したガラスを元に戻す。それで根本的にその雨漏りを改善するといった方法となります。笠原公民館もかなり築年数もたっております。こういった修繕をしないと今後の利用者にも影響が出てくるということになります。

それから、他の公民館についても、笠原公民館も含めてですけれども、今後こういった修繕等が出てくるかと思えますけれども、その都度いろいろ点検等しておりますけれども、その辺りを踏まえて修繕等をやっていきたいと思えます。

築年数ですけれども、笠原公民館は平成6年築（P30「平成7年築」に発言訂正）になっておりますので、かなり、もう今30年弱、28年ぐらい（P30「27年」に発言訂正）の築年数になっております。

以上でございます。

（加藤）先ほどちょっと言ったのは、ガラス、パッキンを取り替えたということに修理をしたということですが、そうでなくて、まるっきりにガラスの部分がどのぐらいあるのかは私もちょっと分かりませんが、ガラスの部分でなくて、そこを全く別のに取り替えるとかと、そういうふうなことというのは一切考えられないのですか。

（中央公民館長（課長級））今回、同じようにガラスを修繕ということでやる方向で考えております。

以上です。

(加藤) では、次、29ページに行きます。これも前任者が質問していたのですが、スポーツ教室の開催事業の中での体育用備品でカローリングとか、何種類かの備品を購入ということなのですが、これというのはもう以前からそういったものも在庫としてというか、あるのかなと思うのですが、どういうことでまた新しくそういった備品を購入することになったのかを伺います。

(スポーツ課長) お答えいたします。

まず、ボッチャについては、障がい者教室でボッチャを行った際に大変好評でございまして、数が少ないこともございまして、もう少し欲しいということで、買わせていただこうかと思っているところと、あとボッチャ用の下のラインを引くのに、ラインテープを引くのですけれども、そちらが結構大変でして、それを快適にするためにマットが、これ結構ちょっと値段が張るものなのですけれども、そういったものを買わせていただきます。カローリングにつきましては、ちょっとジェットローラーの部分で不具合が出ているものもございまして、大変人気のある競技でございまして、そちらも追加で買わせていただく予定で予算を要求させていただいております。ユニカール、キンボールにつきましては、これは新たに購入するものとなっております。

以上でございまして。

(加藤) 新しくなってというか、いろいろ買っていただいていると思うのですが、どのぐらいの頻度でその備品というものを障がい者の方が使われているのか教えてください。

(スポーツ課長) まず、ボッチャのほうなのですけれども、こちらのほうが数が少なく、出前講座とニュースポーツ教室等で年で10回程度使わせていただいております。カローリングのほうは、ちょっと数多くて今手持ちの資料がございませんが、出前講座、特に障がい者ではないのですが、小学校の学童のほうで大変人気でございまして、約10校ほど出前講座を毎年いただいているような状況でございまして。

以上でございまして。

(加藤) では、障がい者ということだけではなくて、そういった学童で

とか、そういったところでもいろいろ利用されているということによろしいのですね。確認です。

(スポーツ課長) 障がい者も健常者も両方とも使用していただいている状況でございます。一般にも貸出しを行っておりますので、もしご希望がある場合についてはスポーツ課にて申請いただければお貸しさせていただきます。

以上でございます。

(委員長) おおむね1時間たちましたので、これから15分の休憩を取りたいと思います。10時15分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま子育て支援課長より金澤孝太郎委員の質問に対して補足説明をしたいという申出がありましたので、これを許可いたします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 失礼いたしました。先ほどの金澤委員の質問の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の返還金の多いのではないかという質問に対しまして、先ほどの説明に追加して説明させていただきます。

こちらの給付金につきましては、国が算出した金額で交付申請するよいうという指示がございまして、そのため差異が大きく生じたものとなります。

以上です。

(潮田) 通告は任意ということでしたので、その後ちょっと送ったものが幾つかありますけれども、前任者がいろいろ質問されていまして、少し質問項目は変えて質問したいと思います。

まず、6ページの債務負担行為のところでございますけれども、健康体力づくり推進事業業務委託のこの詳細、まず教えていただきたいと思っております。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

健康体力づくり推進事業の委託の目的といたしましては、健康体力づくりの推進や、生活習慣病を予防するため、中高年層を対象に筋力や持久力等の体力向上を意図した取組を目指しているものでございます。運動を始められるきっかけづくりのイベントや生活に取り込めるようなプログラムを指導する教室、継続して参加することができる教室を開催し、健康体力づくりに無関心な層へのアプローチを積極的に試みる事業でございます。また、子どもの体力向上のため、親子を対象とした教室を実施し、子どもが気軽に運動を始めるきっかけづくりと親子自ら創意工夫遊びができる環境を整えることを目的としております。

以上でございます。

(潮田) これにつきましては年齢制限がないということになるかと思えますけれども、すみません、鴻巣市の中で健康づくりとかというと、別なほうの健康づくり課とかの担当であったりとか、または国保のほうとかがあったりとか、なかなか市民にとってはどこが主催かというのは全く分からないかと思うのですけれども、これについては内容的にはどういったもの、具体的な内容を教えていただけますでしょうか。

(スポーツ課長) 事業内容につきましては、プロポーザル方式をとることから、事業者のほうからの提案を受けるような形となります。内容といたして私どもで考えているものとしたしましては、健康体力づくりに関するイベントをやっていただく、無関心の層へアプローチをしていただく、健康体力づくりに関するフォローアップ、中高年層を対象に筋力や持久力の体力向上を意図した運動や生活に取り組めるようなプログラムを中に入れていただく。対象年齢といたしましては、一応今回は30歳から74歳を想定しております。また、皆様が気軽に取り組めるウォーキングイベント、また子どもの体力向上を対象とした教室を年間5回以上、対象年齢は4歳から9歳ということ想定しております。

以上でございます。

(潮田) これについては、もう一個確認です。これは新規事業というわけではないということによろしいのですか。

(スポーツ課長) 今年度もやらせていただいている事業でございます。  
以上です。

(潮田) 次に、A L Tの派遣業務のほうでありますけれども、ここ数年  
コロナの関係で現地に行っておりません。今までは、少し前までは、コ  
ロナの前は文福で行ったりとか、また個人的に授業、個人的でもなかつ  
たかな、有志で授業を見させていただくというのがあったのですけれど  
も、この二、三年、大きく違っているのはJ E Tの方たちが入ってのもの  
かなというふうに思うのですが、授業でその差異、民間からの派遣の  
場合とJ E Tとの差異というのはどのようなものがあるか、またはその  
授業内容等を統一してやっているのか伺いたいと思います。

(学校支援課長) では、外国語指導助手派遣業務につきましてお答えい  
たします。

派遣業者からのA L TとJ E TプログラムのA L Tの差異につきまして  
は、J E Tプログラムのほうは派遣業者のような研修を積んではいない  
ということがございますけれども、こちらのほう、コーディネーター、  
J E T A L Tのコーディネーターのほうでトレーニングを行いながら業  
務に就いておりますので、派遣業者のA L Tと同じような形で勤務して  
おります。

以上でございます。

(潮田) 私のほうで聞きたいのは、勤務体系ではなくて内容です。授業  
内容のレベルというか、質が派遣のほうだとお金結構かかっています。  
J E Tのほうは交互にというか、の部分がありますので、こちらからの  
支出というのはないものかなというふうに思っているのですけれども、  
それで授業の内容に変わりがあってはいけないなと思っているのです  
が、そこら辺はどのようにきっちりと見ているのでしょうか。

(学校支援課長) J E TプログラムのA L T、今回鴻巣のほうに来てく  
ださっているのはオーストラリア出身なわけなのですけれども、本当に  
英語圏のA L Tで、当然ながら英語の発音は確かです。派遣業者のほう  
では様々な国の方がいらっしゃいますので、またそういった点からして  
もJ E T A L Tの西洋圏から来てくれるというのは大変よい点だという

ふうに捉えています。授業内容につきましては、これは各学校の英語担当の教諭とその指導内容、これをしっかり情報共有して指導をしておりますので、そこに違いが出るということは基本的にはないです。

以上でございます。

（潮田）そうしますと、それについては以上でいいです。

中学生の派遣のほうでありますけれども、これについてはコロナでもう3回できていないという現状があります。何度も提案をしておりますけれども、オンラインで広く多くの生徒たちが体験できることというのはすごく重要だと思っているのですけれども、これだけの予算、結局予算を立てて、だけれどもコロナの影響でできなかったという経緯が今までありますので、もうこれだけの予算を立てるのであれば、オンラインであればかなりのことができると思うのです。8校で各クラス。オンラインってそんなにお金かかりませんから、そういったようなもの、モデル的にはやっているかと思っておりますけれども、今まで使わなかった分も含めて債務負担行為でやるに際してそういった議論というのはどのようなことが行われたか確認をしたいと思っております。

（学校支援課長）中学生海外派遣業務につきましては、委員おっしゃるようにこの3年間実施できていないわけなのですけれども、オンラインのほうで昨年度、数校でオンラインでの現地の高校生とのやり取り、小学生とのやり取りなどができたわけなのですけれども、やはり現地に行って一緒に生活をしたり、本当に生きた英語、本当に貴重な体験ができる場と考えておりました、やはりかけがえのないこれは機会だということで海外派遣のほうは実施させていただきたいというふうに考えているわけなのですけれども、オンラインにつきましては海外派遣とはまた別に来年度取り組んでいきたいと考えています。より多くの小中学校のほうで実施できるように今進めているところでございます。

以上です。

（潮田）それでは、続きまして17ページ以降、先ほど前任者の質問でも幾つかありましたけれども、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、以下約20事業について返還金が計上されております。それぞれの規模も

違いますので、母数が違うので、実際これ返還金の単純な金額では比較できないというのはよく分かっておるのですけれども、この返還金が生じた要因にコロナの感染拡大が関連している事業があれば、それをそれぞれ言っていたきたいと思いますが。

（こども未来部長） それでは、今の潮田委員のご質問にお答えします。先ほどもずっと説明してきておりますが、あくまでも実績との差異ということで、これ毎年生じてしまいます。特に全ての事業を確認いたしましたが、コロナの影響というものは受けた事業はございません。以上でございます。

（潮田） 分かりました。全部計算根拠があって、だけれども実際には違ったというところで、それは理解をいたしました。続きまして、27ページの小中学校教育ICT教育環境整備事業につきましてであります。これは財源更正でありますけれども、夏休みに児童生徒、タブレット端末どのくらい活用したのか、去年と今年とではまた随分ICT教育の進み方は違っていると思いますけれども、各学校による格差はあったのか伺います。

（学校支援課長） 夏期休業中の児童生徒の学習者用端末の活用につきましては、今委員おっしゃられていましたようにどんどん利活用が推進されているところで、この夏休みでも大変多くの学校の児童生徒が持ち帰りをしております。持ち帰りましてドリルパークなどを使って計算や漢字の練習などを行ったり、また中学生のほうでは、例えば中3生などは高校の説明会の申込みを端末を活用して申し込んだりとか、また中3生に限らず夏休みの課題に取り組んで調べ学習を行ったり、それから発表用の課題を作成したりということに取り組みました。以上でございます。

（潮田） そうすると、昨年来ずっと言っておりましたWi-Fi環境が整っていないとかという、各家庭によって整っていないという弊害があるというのがありましたけれども、この夏休みはそういったような課題はあったのでしょうか。

（学校支援課長） Wi-Fi環境が整っている家庭の割合というのは、今

現状では正確なところは把握はしておりませんが、こちらのほうには特にそちらのほうに関する連絡というのはなく、各校のほうで対応して、もしそのような状況の家庭がある場合には各校のほうで対応してくれていると思います。

以上でございます。

（潮田）そうしましたら、最後の29ページの障がい者スポーツ実施環境構築支援事業委託金、これ10分の10でパラスポーツ協会のほうでのものということであります。先ほど4つのスポーツの種類の話がありました。これについては、カローリングは結構今高齢者のほうで浸透しているかなと思うのですが、ボッチャとかだったりすると、指導員というか、ある程度教える方がいないとなかなか最初からスタートするのは難しいと思うのですが、今回の予算というのはいくまでもその機器というか、その購入であって、人件費等が入っていないのかどうか伺います。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

今回の支援事業につきましては、人件費等が入っておりません。あくまで備品等の整備に関するものでございます。

以上でございます。

（潮田）その割に高いというか、もうそもそもどうしても福祉用具とかそういう関係に、福祉用具でスポーツ用具、高くなってしまおうというのは仕方ないと思うのですが、これ自治体が1,000万という形、上限1,000万でというふうになっているかと思うのですが、これの周知というのは、これやるからには皆さんにやっぱり使ってもらいたいと思うのですが、基本的に障がい者のほうが優先ということで、ということになると障がい福祉課との連携も必要かと思うのですが、そういった周知だったり、実際体験する機会というのはいかのように今後つくって、これ実施計画かなり細かく出さなければいけないようになっているものかと思うのですが、いつまでに計画書を出して、いつからスタートできるものなのか伺います。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

まず、計画の部分につきましては、特にうちのほうでこういった事業を

やらせていただきますというものを2月までに報告すればいいということで計画書をお出しして、一応委託金のほうをいただけるということになっております。また、用具の周知につきましては、まずは障がい者スポーツ指導者連絡会のご協力を得まして、まずスポーツ教室を行っておりますので、そこでご活用をお願いしたいと考えております。また、備品等の貸出しにつきましては、ホームページで掲載をさせていただいて周知をさせていただこうと考えております。

以上でございます。

(野本) それでは、幾つか質問をさせていただきます。

まず、6ページの債務負担行為補正のところから伺います。最初に、スクールバス運行業務委託になりますけれども、説明ですとか質疑の中で大体のことは分かってきました。34人は確定をしているということで、45人乗り中型バス2台分というふうに予算を取っておりますが、これは具体的に運行はどのような、朝1往復とか、夕方何往復とか、そういうような具体的なイメージを教えてくださいたいと思います。

(教育部副部長兼教育総務課長) お答えいたします。

今のところ想定しているのが、朝、北新宿生涯学習センターのところに子どもたち集合してもらいまして、そこから下忍小学校の駐車場整備をしているところに送迎するというふうな形で、朝はスクールバス2台、今のところですと34人なのですけれども、人数が実際何人になるか分からないのですが、最高で65人ということですので、65人だった場合は2台を一遍に運行するという形になろうかと思えます。帰りにつきましては、やっぱり学年によりまして下校する時間が変わってまいりますので、その日によって2回、3回と変わってくるかなというふうに考えております。

以上です。

(野本) そうすると、最大限の運行を想定してこの予算、債務負担行為補正の金額を出しているという理解でよろしいでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長)今のところ考えられる最大限の人数で予算のほうを算出しているというところです。

以上です。

（野本）そうすると、実際の運用が始まったときには再度違う予算、違う予算といたしますか、予算はそうだとしたとしても、最終的に縮小決算になっていくという可能性はあるというふうに考えていいのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）人数によりましてはバスの台数を変更したりですとか、あとマイクロバスに変更したりですとか、そういったことも考えながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（野本）分かりました。

次に、中学生海外派遣業務委託についてです。これは実施の可否を年度内に決めていきたいと、決めていくということでありましてけれども、その年度内に判断するというのは、例えばキャンセル料というお話もありましたが、それ以外にほかの例えば修学旅行とか、企画料だったか何かそういうようなものもあったと思うのですが、そういうもののタイミングというものは、いつまでだったらキャンセル料はないとか、そういうことはあるのでしょうか。そういう何か双方の合意のものというものは。

（学校支援課長）中学生海外派遣業務委託につきまして、委員おっしゃるように旅行者選定をさせていただいて、1者に絞って契約に向けていくわけなのですけれども、その上で実施について、その契約の期限と申しますか、これまでは大体年度内というふうに業者と確認をして、しっかり共通理解を図って決定をしてきております。

以上でございます。

（野本）そうすると、今の質問というものは、キャンセル料が発生しないタイミングとか、企画料が発生しないタイミングというものはあるのかなのかというのを伺いたかったのです。

（学校支援課長）派遣業者と協議といたしますか、派遣業者とよく確認をしまして、その時期についてはこれまで決定してまいりました。派遣業者のほう、世界情勢にもよるところがあるかとは思いますが、これまでは年度内ということではございました。

以上でございます。

(教育部長) すみません、補足です。

キャンセル料とか企画料という部分については、契約をしなければ発生しないので、その契約のタイミングと年度末の時間的な部分、それを考慮しながらプロポーザルをしながら、プロポーザルしますと例えば何日以内に契約しなければならないという決まりがありますから、その辺りと年度末のタイミングを見ながら、あとは今課長が申し上げたとおり業者との打合せをしながらキャンセル料がかからないような状況で判断していきたいというふうに考えております。

(野本) 現在のタイミングで、今の段階で予算だから計上しているのですが、これまでの経験からして来年度できるという判断ができそうなのでしょうか。

(学校支援課長) この3年間そうであったのですけれども、国内の感染状況、そして世界、現地の感染状況などをよく把握をして検討して、実施の可否については決定していきたいと考えております。

(野本) 国内の感染状況は国の法律とか取決めの中で分かると思うのですけれども、海外のといいますと、国によってはもうコロナを日本のように扱っていない国がもう幾つもあるわけですね。そうすると、その判断というのは日本の事情で決めるのか、それとも相手国の事情で決めるのか、その辺のことはどう判断されるのですか。

(学校支援課長) 委員のおっしゃるように、これは大変ななかなか難しい、これまでもそうであったのですけれども、難しいところではございますが、国内の状況、本当に現地の状況をよく把握をしまして、申し上げましたけれども、現地校との旅行業者を通して連絡をさせていただいて、向こうの受入れ態勢なども踏まえた上で決定してまいりたいと思います。

(野本) 国によって、やはり具合も違うと思います。先方が受入れ態勢があるという場合、日本が今と同じような状況の場合でも行くという判断はできるのでしょうか。

(学校支援課長) なかなか大変難しい判断になるかなと思うのですけれども、先ほど申し上げましたように、現地、国内、様々な点を総合的に客観的に考えまして決定してまいりたいと思います。

(野本) ということは、基準はあまりないということによろしいのでしょうか。ちょっと部長に伺いたいと思うのですが。

(教育部長) このコロナの状況というのは、1年間通して非常に収束的に近いような状況があったり、パンデミックのような状況があったりという、繰り返されていると思います。ですので、そのタイミングのときに世界情勢ですとか、日本もそうですけれども、コロナがどういう状況になっているかというのを見極めた上で判断するということと、あと相手国のオーストラリアが仮にオーケーだとしても、先ほども課長が申したとおり、今ボーカムヒルズ高校と行き来しているのですけれども、相手校が受け入れないとか、子どもたちが泊まっているホームステイ先が見つからないとか、そういう状況によっても変わってくると思いますが、教育委員会としましては、今の状況が維持できるのであれば子どもたちをオーストラリアに行かせたいというふうに考えております。

(野本) 分かりました。

次の質問をしたいと思います。15ページの福祉課、生活困窮者自立支援事業のところで、これまでも前任者が質問していることかと思いますが、ここに出てくる今回の補正予算は返還金というものがほぼ多いという中で、全てだと思いののですが、令和3年度の予算に対する執行残といえますか、その返還になるわけです。それをこの9月議会で補正を組んで補正として返還をするということは、扱う以上は令和4年度の事業として扱うといえますか、予算の扱い方という部分で、令和3年度にできた部分もあって、そのできなかったところを令和4年度の補正にしているのか、その辺の区切りがあるのかないのか、タイミングについて伺いたいと思います。

(健康福祉部長) では、代表してお答えいたします。

令和3年度の国庫補助、県補助に対して事業費がそこまで伸びなかったが結果でございます。事業費の確定が例えばですけれども、令和3年度の年度途中で早く確定するものであれば、年度内に精算ができて、国のほうにお返しはできたのだと思います。事業によりましては3月ぎりぎり、3月31日まで行っておるものがございますので、事業費がなかなか

確定しないものがございます。その場合には年度をまたいでというのですか、令和4年4月、5月に入らないと事業費が確定しないというものがございますので、その場合には翌年度に返還をさせていただくということになります。もう少し申し上げますと、令和3年度には国庫補助、県補助が事業費よりも多く歳入させていただいて、そのまま決算をするということになります。その分を令和4年度に改めて返還金として歳出に計上してお返しをするという仕組みでございます。何か令和3年度には歳入が多く、令和4年度には歳出が多くとなってしまいまして、バランスが取れないような感じもしますけれども、年度間調整の仕組みとしては財政調整基金などの活用ということがあるのだろうと思います。会計年度独立の原則がありますので、致し方ないところなのかなと思っております。

以上です。

（野本）分かりました。ということは、3月末までやっている事業がここに出てくるということになるかと思うのですが、経理上といいますか、会計上は出納閉鎖期間、5月末というふうに私は認識しているのですが、そこまでも間に合わないというようなことなののでしょうか。

（健康福祉部長）事業費の確定が恐らく5月、6月頃に確定する、例えば事業者さんへの給付を伴うものですと支出したときから二月後に確定をしたりとかもありますので、3月31日までの支出、旧年度の支出というのは間に合わないというところでございます。

（野本）分かりました。

時間がもうなくなってしまったのですね。最後に、笠原公民館の修繕のところですが、先ほどパッキンの修繕というふうに伺いましたけれども、ドームのガラスそのものというのは大丈夫なののでしょうか。これも交換時期とかというのはいずれ来るといふふうに考えるものなののでしょうか。

（中央公民館長（課長級））今回の工事はパッキンの取替えの工事でございます。ガラスについては特に問題ないと報告を受けております。

以上でございます。

(野本) これまでガラスの部分は交換とかしたことはあるのですか。

(中央公民館長(課長級)) お答えいたします。

ガラスの交換等は、これまでにはございません。

以上です。

(菅野) 6ページでお聞きをします。外国語指導助手派遣業務委託料6,834万円の債務負担行為補正がされていますけれども、外国語という中には今までずっと英語以外入っていませんよね。外国というのは英語以外の圏もあるし、私にしたら、ある意味アジアの人たちとの交流なんていうのは、近いですから、そういう方向だともっと安く行けるかもしれないですよ。そういう方向というのは考えられるか、考えられないかお聞きをします。アジアとか近隣国を海外派遣に、外国語なわけですから、入れるということが出来るか、できないか。

(学校支援課長) 中学生海外派遣業務についてお答えいたします。

これまでオーストラリアのほうに派遣をいたしてまいりましたけれども、今回の事業中止が続いたこともございまして、先ほどご質問にもございましたけれども、いろいろ検討させていただきました。派遣先についても検討いたしてはおります。アジアの国々、またオーストラリア以外の西洋圏の国等、検討いたしましたけれども、やはりこれまでオーストラリアのボーカムヒルズとのつながりを重視しまして、来年度につきましてもオーストラリア、シドニー近郊のボーカムヒルズのほうに派遣いたしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(菅野) 毎回行く人が違うわけですから、国が違っててもずっとそれが続くということではないと思うのです。行く人が同じ人が行くのなら同じ国に行ったほうがいい気がするのですけれども、もう少し近くのところだと20名よりもっと多くの人数を行かすことができると思うのです。近いアジアとか。そういう近隣の国などではそういう対象にはならない理由というのがあるのでしょうか。

それから、行く人をどういうふうにして選んでいるのか。手挙げ方式なのか、それとも学力とか日頃の教育へのいろんな姿勢を鑑みてその20人

というのは選んでいるのでしょうか。その選び方についてお聞きをします。

(学校支援課長) 中学生海外派遣業務につきまして、まず派遣先についてでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたように、派遣先については検討いたして、アジア圏の比較的近い国々も考えましたけれども、やはり1つは英語を第1言語としている国々というのがございます。そして、先ほど申し上げましたように、これまでのこの派遣事業の実績を踏まえてオーストラリアということにいたしております。

それから、もう一点、派遣生につきましては市内の中学校、中学3年生を対象としまして、応募してきた中学生の中から、20名を超えている場合には選考会を開きまして、英語の能力、それから作文等で20名に決定しております。

以上でございます。

(菅野) 私もいつかオーストラリアに行った人の作文を読んだことあるのですけれども、それぞれが大変よい受け止めで帰ってきている。それは他の国に行っても同じだと思っておりますけれども、それぞれ、その20名という人数を場合によってはもう少し増やして、行けるチャンスを鴻巣の中学生のときに確保できるという、そういう方向性が何とかなるのでしょうか。いつまでも20人でしょうか。そこら辺をお聞きしたいと思えます。予算についてです。

(学校支援課長) これまで市内中学3年生20名ということで、1校当たり2ないし3名を派遣してきてまいりましたが、より多くの生徒、希望する生徒を派遣したいという考えはございますが、人数が増えれば増えるほど引率の職員のほうもまた増やしていく必要もございまして、金額、予算面との兼ね合いでまた考えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

(菅野) 13ページですけれども、歳入の13ページ、スポーツ課の中に障害者スポーツ実施環境構築支援委託金って975万2,000円が計上されています。これは障がいのある方たちにスポーツができるようにということで計上されているということですのですけれども、どういうスポーツがあつて

今まで、ボッチャとか、カローリングとか、ユニカール、キンボールなどということが説明されましたけれども、例えば1つのスポーツにワンセットしか買わないのか、それとも2セット、3セットあるのか。今、私もそうなのですが、高齢者が地域でいろんなサロン形式で集まっているのです。そういう人たちが借りたいということで行くと結構重なったりすることがありまして、年がら年中やっているわけではないからあれなのですけれども、これらについて、10分の10が市で出しているということですので、もう少し数字に見合った、スポーツに合わせたものを用意するということができないかということなのです。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

まず、歳入の部分につきましては、委員のおっしゃるとおり10分の10のいわゆる委託金と書いてありますが、補助金のようなものになります。購入の数をということでございますが、一応これ予定数はございますが、入札もございますので、これはあくまで予定数という形になりますけれども、ボッチャボールセットは一応6セットを購入予定でございます。それと、ボッチャのラインテープを引かないで、いわゆるそういうコートがございます。こちらのコートのフルサイズのを8、ハーフコート6、卓上得点板を6、レフリーキットを6、補助具としてヘッドポインターとプロトタイプランプ、これは手足の不自由な方が頭とかでボールを操作するためのものです、こちらを6です。ユニカールについても6、カローリングセットは4、キンボールセットは6、一応こちらの数を用意しております。

以上でございます。

(菅野) キンカールというのは簡単に高齢者でもできるという、それを全部そろえているということですか。キンカールってどういうことをするのでしょうね。どうやってやるスポーツなのか。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

まず、ユニカールにつきましてはカーペットの上で行うカーリングでございます。こちらのほう、ストーンのほうが大変軽くなっておりまして、高齢者のほうでも利用できるかと思われまして。

キンボールについては、ちょっと大きいボールを使うものですので、高齢者の方でも体力のある方が使うような形になられると思います。

以上でございます。

（菅野）それから、19ページですけれども、保育課で特定教育・保育所等支援事業9,126万7,000円という大変大きな数字が計上されていますけれども、子育て、子どもの対策ということですが、この内容をもう少し詳しくお聞きをします。

（保育課長）今回補正予算のほうに計上しました特定教育・保育所等支援事業につきましては、各施設の運営費の給付のほうになります。そのほかに、子育てのための施設等利用給付ということで、幼稚園等の無償化のほうの関係の予算になっております。こちらのほう、予算総額が大体25億ぐらいになっておりまして、その中の9,100万ということで、返還金という形になっております。

以上です。

（菅野）21ページの健康づくり課の予防接種事業ですが、これが75万8,000円ですけれども、風疹などでやるといいますけれども、これは何人分ぐらいになるのでしょうか。予防接種で来て足りなかったというのでは、金額が足りないで補正を組まなければという状況は、人数をどのようにつかんでいるのかということも含めてお聞きをします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）菅野委員のご質問にお答えいたします。

今回の予防接種事業につきましては、風疹の抗体検査の実績報告の返還金となっております。当初の交付申請の時点では1,249件の受検者を見込んでおりました。実際、年度末の実績が817件ということで、この差異が返還金という形でお返しをするようになっております。

以上でございます。

（金子）何点か質疑させていただきます。

まず、債務負担行為の海外派遣のところ、こちらはほかの委員もおっしゃってしまして、今まで決算と予算と事あるごとにこの議案に関しましてはるる議論がされているかと思えます。特に中止に関してのところ

す。今のお話ですと、基本的には例年どおりの債務負担行為だというご説明でしたが、今まで、予算のときでしたか、決算のときでしたか、ちゃんとプランBも考えて、完全に中止させるのではなく、例えば国内でも英語体験できる場所ありますよねとか、そういうところもちゃんとプランBとして代替案を持って、これ海外派遣させることはもちろん子どもたちへの体験にとって一番いいのですけれども、それだけではなくて、やっぱり各校の代表として集まるという選考プロセスだったりとか、あと知らない学校のコミュニティーが違う子たちと何か1つの事業を日数もかけてやるというところにも大変な意義があるというお話を以前させていただいたかと思いますが、そういう意味でも、ただ中止するだけではなくて国内でもいろいろできることはあると思うので、そういった代替案も含めての提案ということの理解でよろしいかお伺いさせていただきます。

（学校支援課長）中学生海外派遣業務の中止の場合の代替案につきましては、毎年課内のほうでは検討をいたしておるところではあります。特に令和2年度のときには旅行業者、業者のほうからの提案も求めまして、代替案の検討をいたしたのですけれども、やはり当然ながら海外派遣になかなか代わるものというのは難しく、また予算の面でも難しいものが、そのときは費用対効果の面についても難しいものがございました。先ほど申しあげましたように、オンライン授業のほう、また海外派遣とは別としてこちらのほう取り組んでいきたいと、推進していきたいというふうに考えております。他市町の状況などを見ても代替を実施したところではなかなかちょっと把握はしていないので、また情報収集もしてみたいと思うのですけれども、現時点では代わるものというのはちょっと難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

（金子）これ3年間ずっと多分やっているのですよね。代わるものがないのはもう、申しあげたとおり、もちろん海外に代わるものはないのですけれども、それと同様のプロセスを行うという、しかも中3のこのタイミング、受験の前のタイミングで行えるという、我々にとっては毎年

の予算なので、中止になってしまったね、ごめんなさいでいいのですけれども、もう一生に1回なわけです。費用対効果の話も前回多分予算のときか何かにしたと思うのですけれども、そのときの話だと、この1,100万円よりは安いという話だったと思うのです。この予算オーバーしてしまうのだったら費用対効果ないよねというか、逆に高くつくのだったらおかしいよねという話になるのだと思うのですが、この予算内で早めに海外派遣キャンセルしてそっちにキャンセル料とか引いた中でシフトできるのだったら、それは費用対効果としてはあるのではないかなと私は思うのです。海外に行かせることが大前提ですけれども、体験を与える、英語教育を受けさせる、別に日本にいる外国人だっていますので、そういう方から文化を学ぶことだって幾らでもできるのだと思うのです。オンラインやりますと言っていますけれども、オンラインなんかしょせん1時間ぐらいの、しかも大勢の中でのただ見せられるだけの授業なので、正直それのほうが、そこを代替に持ってくるというほうが私としてはどうなのかなと思うのです。もうこれ3年も中止していて、しかも来年だってどうなるか分からない。その後だってどうなるか分からないわけで、どこかでそれちゃんと考えておかないと、もうこの事業自体ができなくなってしまうという可能性もあるわけなので、そこはちゃんともう一回考えていただきたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

(学校支援課長) 委員おっしゃるように、海外派遣の代替案につきましてはこれまでも検討を重ねてきてまいりまして、確かにおっしゃるようにこの海外派遣の予算額よりはもちろん少ない額で、日数も短いわけなのですけれども、行えるというのは確かにございます。以前に海外派遣を中止にしたときにはやはり国内の英語の施設を活用したという事例もございましたので、また改めて検討して、他市町の情報もまた収集しながら検討してみたいと考えます。

以上でございます。

(教育部長) ちょっと補足になるのですけれども、今まで中止になってきた中というのは、例えば林間学校ですとか修学旅行が中止になって、

結局バスである程度の人数の子どもたちを、例えばですよ、例えばイングリッシュビレッジとかそういうところで体験させるとか、そういうことも考えたわけですがけれども、そういう状況の中で例えば他校の生徒と一緒にこの受験の時期にバスで行くというのはちょっとどうなのかなというところとか、そもそも中学生の海外派遣事業というこの制度自体をほかの代替案にする場合は内部でやはりそれなりの調整が必要になっていくというところがありますので、その辺も含めまして今後考えなければならぬのかなというふうに考えております。

（金子）コロナに対する見解も国も変わってきて、日本としても一般的な認識も変わってきていますので、ちょっとその辺はぜひもうこのタイミングで多分考えていただかないとずるずる行ってしまうのではないかなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひ、その辺は……ああ、そうか。質問しなくては。その辺は、再度確認となりますが、しっかり検討していただけるという認識でよろしいか、再度確認いたします。

（学校支援課長）２年前のときに検討したときには、いろいろオンラインの費用などが大変にかさんだということがございました。また状況がいろいろ変わっているかと思っておりますので、コロナの状況をよく見つつ、国内での代替案のほうの検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

（金子）もう一点だけ。

スポーツ教室の開催事業なのですがけれども、こちらさっきどなたかの質問の中でこれ継続で、今までやってきたやつですよとおっしゃっていたかと思うのですがけれども、具体的に今年やった事業等があれば、それだけ教えてください。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

大変申し訳ございません。手持ちの資料ちょっと持ってきておりませんので、詳細については分かりませんが、担当のほうから聞きますと、ダンス、あとは体力的な、ぐるぐる回りながらサーキットトレーニング的なものを中心に行っておりまして、ボッチャもやっていたというふうに伺っております。

以上でございます。

（中央公民館長（課長級））先ほど加藤委員の笠原公民館の築年のご質問について、平成6年築で28年経過と回答しましたがけれども、これ平成7年の築で27年経過になります。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

（委員長）では、ご了承ください。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（菅野）今回論議がされましたけれども、中学生海外派遣業務委託料1,153万9,000円が補正計上されましたけれども、行く人数が20名程度ということで、毎回オーストラリアということ、英語圏のところということで返答がありましたけれども、やはり行くからにはもう少し人数を、20名ではほんの二、三名しか1クラスで行けないわけですから、もう少し行けるようにするためには、近隣のいわゆるアジアや、近いところで別の国のいわゆる教育のありようを研修することができるという、そういう方式に改めるべきであると思いますので、反対をいたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありますか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

1時間に少し5分ほど早いのですが、ここで暫時休憩して、15分休憩を

取りまして、半から決算のほうの説明を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 13 分)



(開議 午前 11 時 29 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 57 分)



(開議 午後 1 時 00 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部からの説明の前に、子育て支援課長より事業名の訂正について、福祉課長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、ページ数で179ページの一番下の事業になります。事業名を誤って申し上げてしまいましたので、訂正のほうをお願いいたします。正しくは、子育て世帯特別給付金(特例給付)支給事業です。大変申し訳ございませんでした。

(福祉課長) 私のほうも発言の訂正をお願いいたします。

ページでいいますと157ページ、要援護高齢者等支援事業の事業の説明の中で、緊急時通報システム設置事業と高齢者成年後見制度利用支援事業を行うものと説明をいたしました。こちらの2事業について、高齢者の成年後見制度利用支援事業については、この中の一部について、令和3年度より介護保険課のほうに移管をしておりました事業でしたので、こちらを削除していただきますように発言の訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(委員長) 以上の件はご了承ください。

では、これより会議を始めます。

執行部より保育課からの、179ページですか、特定教育・保育所等支援事業より説明をお願いいたします。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 5 分)



(開議 午後 1 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の説明は全て終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) それでは、一般会計の歳入歳出決算について質問をしてみたいです。

まず初めに、145ページの住民税非課税世帯の関係ですけれども、これ何世帯だったのかを伺います。

(福祉課長) 加藤久子委員の質問にお答えいたします。

予算では非課税世帯が1万2,000世帯、家計急変世帯が840世帯に対して見込んでおりましたが、令和3年度の支給世帯の実績としますと8,346世帯になっております。

以上です。

(加藤) これというのは申請方式でなくて、全て非課税ということなので、市としても分かるわけですけれども、その非課税世帯の方には全家庭に支給したということになるのでしょうか。

(福祉課長) 全ての非課税世帯が該当するということではございません。支給要件がございますので、支給要件に見合った世帯に対して支給をするものでございます。例えば基準日が設けられておまして、今回の基準日、令和3年の12月の10日に鴻巣市に住民登録がある方ですとか、その世帯が全員非課税であるとか、いろいろと支給要件が決まっておりますので、そちらの支給要件に該当する世帯に対して支給をするものでございます。

以上です。

（加藤）内容は分かりました。それに対して申請方式なのかどうかということを確認させてください。

（福祉課長）お答えいたします。

まず、国の実施要綱で非課税世帯と市町村の課税台帳等で確認ができる世帯に対しては、確認書というもので発送させていただきまして、そちらについては申請方式という形ではございません。ただ、一部、令和3年度の課税状況が世帯員の転入等、世帯に異動があった方について、申請をいただかないと課税状況が分からない等の世帯に対しては申請書方式とさせていただいたところがございます。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

149ページから151ページにかけてなのですが、福祉タクシー・自動車燃料費の関係です。これ利用券、前は福祉タクシー券と燃料費という、そういうチケットではないのですが、それを支給して利用するということになっていたと思うのですが、一昨年からでしたっけ、デマンドタクシーのデマンド交通との共通利用ができるというふうなことになっているかと思うのですが、その使い方、そのデマンド交通のあれと福祉タクシー券の、燃料費は関係ないと思うのですが、タクシー券の支給とデマンド交通の、どういうふうなことで配付されて、それがどういうふうに使われているのかを伺いたしたいと思います。

（障がい福祉課長）配付については、申請書を書いていただいて、そこで窓口で配付しているという状況になっております。それで、利用の方法については、タクシー会社やひなちゃんタクシーを使ったときにタクシー会社に渡していただければ、そのまま市のほうに請求が来るという形になっております。

（加藤）デマンド交通というのは、500円とか1,000円とかという、そういうふうな使い方、一般の人を使うときにそういう500円から始まって2,000円止まりで使えるわけですね。福祉タクシー券というのは、一応1枚が1,000円相当というか、金額にすると千幾らとかになる。1枚が。

なると思うのですけれども、それはどういうふうなデマンド交通の利用と福祉タクシー券の利用、どういうふうな形でタクシーの運転手さんに出せば、出し方どういうふうに出すのかちょっと分からないので教えてください。

（障がい福祉課長）出し方といっても、本当に現金の代わりというか、500円の場合は500円券を出していただければいいかなと思います。そういうことでよろしいでしょうか。そういうのではないですか。

（加藤）そういうことでちょっと理解できないのですが、例えばデマンド交通の券は500円とか1,000円とか1,500円、2,000円、そういうふうなチケット的なものをお配りするのですか。福祉タクシー券も、何枚でしたっけ、年間何枚と決まっていますよね。12枚でしたっけ。たしか12枚か何かつづったやつを1年分渡すわけですよ。それを、では例えば2,000円タクシー代がかかったというときには、タクシー券とデマンド交通のをどういうふうな運用の仕方をするのかなというのがちょっと分からないので、その辺教えていただきたいのですけれども。

（障がい福祉課長）このタクシー券は、現金の代わりという形で出すことができるのです。例えばですけれども、確かに500円という券もあるのですけれども、100円券が20枚と500円券が16枚ということで細かくなっております、必要に応じて細かく使うことができますとなっております。以上です。

（加藤）デマンド交通の分は100円券がなっていて。そういうことであれば、では福祉タクシー券とそこに100円なり、1枚なり2枚なりを出せば使えと。そういうふうなことです。分かりました。では、これはいいです。

次に、155ページの手話活動支援事業なのですけれども、今コロナ関係でいろんな面でいろんな行事が中止になっていると思うのですが、実際に手話通訳のほうで2,311万1,849円、要約筆記の関係が62万4,000円というふうな決算になっていますけれども、いろんな行事が中止になったりしていますけれども、どういったところで3年度は活動していただいていたのかを教えてください。

（障がい福祉課長）活動の内容については、同じような感じで、手話の派遣活動をしているのは間違いないです。同じように派遣活動をしておりました。どういう使い方が多いかというと、ほとんど7割ぐらいは医療で使っているのです。病院に行ったときに一緒に派遣で手話の人が行っていただいて、病院の先生のところで手話をしたりとか、そんなことが一番多く利用されているという状況です。それは、コロナの前も後も同じように、割合としては同じです。ただ、回数は大分減りました、コロナ禍になりまして。こういった状況です。

（加藤）私、今内容と言いましたけれども、件数なのです。いや、私のほうで間違えたのですが、件数。手話通訳って、そういう病院に行くときの手話。では、聴覚障がい者の方が通訳の方と一緒に行って、そこで病院とか何かで通訳をするという、そういうことなのですね。私、大体がいろんな講演会とか会議とか、そういった主な内容が多いのかなというふうに認識していたものですから、そうなのですから、では逆に通院にどのぐらい、これは通院だと毎年同じような方が利用されているかと思うのですが、では病院の通院にはどのぐらいで、いろんな行事に関しての3年度の通訳をされた、要約筆記のほうは関係ないですよ。やっぱり何かの講演会とか何かだと思うのですけれども、要約筆記のそういう活動していただいたというふうなことは実際にあるのかを伺います。

（障がい福祉課長）すみません、今の段階で手元の資料で細かく、どの事業を何回かというのは確かにはないのですけれども、ちょっとこんな件数があるので聞いていただけたらと思うのです。手話活動の派遣なのですけれども、コロナが始まる平成30年までは1,027件ありました。令和元年のとき、3月のときちょっと落ち込んだので844件、令和2年のときは570件、令和3年のとき716件、ちょっと持ち直したのですが、まだどうしても低い感じがします。活動のほうはそんな感じ、低くて、先ほどのような使う率というのはやっぱり医療が一番多くてというのも変わっていないかと思えます。

以上になります。

(加藤) では、次へ行きます。

159ページの老人ホーム措置費なのですけれども、これ先ほど説明はありました。ただ、これはいろいろな事情の方で、普通ですと措置費ということではなくて入所するわけのですけれども、それなりの事情のある方に対しての措置費になっているかと思うのですが、1,325万云々というふうなことですけれども、本当にどういった事情の方が3年度に入所して、何人措置されたのかを伺います。

(福祉課長) お答えいたします。

老人ホームの措置ですけれども、委員さんがおっしゃるとおり、様々な事情がある高齢者の方を施設に措置をいたします。大きく言うと、経済的な理由の該当になる方、それとあとは高齢者虐待等で家族から引き離しをしなくてはならない理由の方、大きく言うところの2つの事情の方でございます。最新の数字で9月の5日現在で申し上げますと、今現在は7名の方を措置してまして、内訳としますと、経済的理由の方が5名、虐待により家族から保護という形で措置をさせていただいた方が2名でございます。

以上です。

(加藤) そうするのはやはり民生委員さんとか、そういったところの情報の中で、知り得た中でそういう対応をされているということかもしれないのですが、やはりでもそうはいっても虐待とかといった、そういう状況の方が今2名ほどいらっしゃるというふうなことですけれども、その辺ってかなり家族との、虐待をしているからとはっきり言うわけではないかもしれないのですが、そういうことを確認した中で入所措置を取るということは結構大変なことなのかなと。家族との話合いの中で。でも、2名の方ということで入所されているということなのですが、その辺はどんなふうな感じで家族の方の了解が得られるのですか。

(福祉課長) こちらの措置事業というのは、特に今委員さんがおっしゃる虐待に関しては家族の同意を得なくても、家族から命の危険があるというふうに判断をさせていただいた場合には措置という手段を取らせていただいております。ただ、職員が単にこれは虐待だ、虐待だというこ

とではなくて、きちんとケース会議等で専門的な立場の方のご意見等をいただきながら、入所判定委員会という措置をするべきかどうか判定をする場を経まして措置ということを実施をさせていただいております。以上です。

（加藤）では、次に行きます。

227ページです。年末年始・日曜祝日診療の関係ですけれども、年末年始、日曜祝日の診療助成金ということで決算されているわけですけれども、それぞれどのぐらいの患者数があったのかを伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）お答えいたします。

令和3年度の年末年始、日曜、祝日それぞれの患者数でございますが、まず12月29日から1月3日までの年末年始の患者数につきましては241人ございました。また、日曜、祝日は年間で66日ございました。その中で、患者数は2,638人となっております。合計すると2,879人の患者数となっております。

以上でございます。

（加藤）この僅か年末年始の間に241人というふうなことは、お医者さんのほうもかなり大変な思いをされてやっていたのではないかと思うのですけれども、ドクターの方は29日から3日間の間というのは何人ぐらいの交代制というか、何人ぐらいでやっていらっしゃるのですか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）お答えいたします。

年末年始6日間ございますが、1日内科と外科それぞれ1医療機関ずつということでお願いしております。ですので、1日2医療機関で6日間ということですので、延べで12医療機関の診療所をお願いをしているような状況でございます。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

229ページです。がん検診事業ですけれども、このがん検診いろいろあるわけですけれども、大体対象者のそれぞれ何%ぐらいの方が受診されたのかを伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）お答えいたします。

がん検診の実施率になりますが、こちらは令和3年度5がん検診の受診率ということでお答えいたします。まず、胃がん検診ですが、対象者、こちら40歳以上の方に実施しておりますが、7万6,766人に対しまして受診者が1,017人でした。受診率は1.3%となります。また、肺がん検診ですが、対象者は同じく40歳以上でございますので、胃がん検診と同じ7万6,766人でございます。そのうち受診された方が1,536人、受診率は2.0%となっております。乳がん検診につきましては、3万9,554人の方に対しまして受診者が2,733人、こちらの受診率は12.8%となっております。こちらは、40歳以上の女性となっております。続きまして、子宮がん検診につきましては、こちらは20歳以上の女性になります。5万1,047人に対しまして受診者は3,775人、受診率は14.0%となっております。最後に、大腸がん検診ですが、こちら40歳以上の方に実施しておりますが、対象者は7万6,766人に対しまして1万1,340人の方が受診されています。受診率は14.8%となっております。

以上でございます。

(加藤) もっと聞きたいですけれども、時間ないので次に行きます。教育委員会のほうの関係に行きます。373ページの文化振興事業費補助金ですけれども、文化振興といったその内容を教えてください。

(生涯学習課長) 文化振興内容についてお答えいたします。芸術文化振興推進補助事業につきましては、クレアこうのすの指定管理者が行う自主事業、主催事業に対しての補助事業となっております。文化振興の内容といたしましては、アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーズによるクラシック音楽演奏会や出張演奏、落語などの寄席公演、能楽、狂言の公演、劇団ミュージカル公演、アーティストのコンサート等を開催し、文化振興を図っております。

以上でございます。

(加藤) これというのは、文化会館自身の興業としてやっている以外に特別市のほうからこれを、あれをというふうなことでお願いする、そういった補助金ということの理解でよろしいのでしょうか。

(生涯学習課長) こちらは、クレアこうのすが行う文化事業についての

補助事業となっております。

以上です。

（加藤）それはそうなのでしょうけれども、指定管理としてやっているわけではないですか。それ以外に振興事業補助金ということでやっているということは、市のほうから興業の中でやっている以外にお願いをしてやることに対しての助成なのかなというふうなお聞きをしたのですけれども。

（生涯学習課長）こちらについては、全てクリアこのすの事業としてやっているもので、文化振興補助金の中でやっている事業ということになります。

（加藤）では、いいです。

次に行きます。393ページの図書館指定管理料の中でのことなのですが、先ほどこで何人とかというふうな答弁があったのかなと思って、ちょっと聞き漏れたのですけれども、実際人件費としてこの中に含まれているのが何人いらっしゃるのかということと、あと毎年というか、これは3年度のことですけれども、購入図書数はどのぐらいなのかをお聞きします。

（生涯学習課長）まず、令和3年度の図書の購入につきましては、1万2,532冊でございます。また、中央図書館、吹上図書館、川里図書館の3館合わせて40名での運営となっております。

以上でございます。

（加藤）今1万二千何冊とかとおっしゃっていましたがけれども、結局はそういう新しく購入するに当たって、また逆に廃棄する本もあるかと思うのですが、今廃棄している図書というのはどういうふうな処分の仕方をしているのか教えてください。

（生涯学習課長）まず、廃棄をしている部分につきましては、リサイクル本でまず売るものもございます。また、資源回収、本当にもう図書として使えないようなものについてはリサイクル料、紙として資源回収として収入もございます。

以上でございます。

(加藤) 北本市なんかによりますと、何か一般市民の方がそういう廃棄された図書を市民の方に提供して、その人たちが1冊100円だとか何かとお金を決めて販売しているというふうな話も聞いたことあるのですけれども、以前は何か図書館のところに並べてあって、お好きなものをお持ちくださいみたいなこと、吹上のときなんかそんなことあったかと思うのですが、そういうふうなことというのは考えたことがあるのかなのかお聞きします。

(生涯学習課長) 現在、図書館では、先ほどおっしゃったように、窓口にリサイクル本というコーナーをつくりまして、そちらで主に購入をしてもらっています。こちらについては、紙については資源で収入にもなるものですから、無償で配布というのは今のところ考えておりません。以上でございます。

(加藤) それでは、ここにある外の質問をちょっと時間のある限り。ちょっとまた戻るのですけれども、155ページの訪問入浴サービス、障がい福祉課になるのですが、1回の利用料金、そして利用者数、そして利用者数と個人負担がどうなのかをお聞かせください。

(障がい福祉課長) お答えします。  
訪問入浴サービスの1回の利用料金なのですが、1割負担となっています。1回の訪問入浴の事業費が1万2,560円のため、1割負担なので、1割負担で10円未満切捨てとなりますので、1,250円が負担の金額となります。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、18歳未満は利用料の負担がありません。ここでいう18歳以上の世帯は本人及び配偶者のことであり、利用料を負担している人は実はほとんどいない状況となっております。令和3年度、実利用者は11人です。利用の回数は、1年間、令和3年度512回利用がありました。  
以上です。

(加藤) 訪問の入浴サービスをご利用されている方というのはもちろん介護認定を受けていられる方だと思うのですが、デイサービスとかそういった利用というのは併用してあるのかなのか。普通、デイサービスとかに行けばそこでお風呂も利用できるわけではないですか。でも、や

はり訪問入浴ということを利用されているということは、デイサービスとか何かの利用があるのかないのかを伺います。

（障がい福祉課長）実際に訪問入浴サービスを利用している方にデイサービスを利用しているかをお一人ずつ確認したことはないのですが、この訪問入浴サービス事業が重度の身体または知的障がい者で自宅において入浴が困難な方に対してということなので、外のデイサービスへ行ってもかなり困難な方なのかなというふうに考えております。それなので自宅で利用しているのかなというふうに考えているところです。

以上です。

（加藤）かなり重度の方で、家庭で介護をしているということは、よほどやっぱり家族の方が大変な思いをされていると思うのです。デイサービスも利用しない、全く訪問入浴サービスだけを利用してやっているというのは本当に家族の方が大変な思いされていると思うのですが、そういった相談、家でやっぱりいたい、本人もいたい、家族がもう本当に介護してあげるのだという、そういう本当にご本人の気持ちと家族の気持ちがつながった中でそういう在宅でやっていらっしゃるのならいいのですけれども、その辺というのは相談的なものというのは内容的にないのですか。

（障がい福祉課長）そういったことがあった場合には、鴻巣市のほうで相談支援事業所というのを委託しておりまして、身体、知的、精神という具合に相談することができるようになっていきますので、そういったときは専門家のほうに相談をするようにというふうをお願いしているところです。

以上です。

（野本）まず、時間配分もあるので、教育部のほうから伺っていきたいと思います。

333ページ、教育環境整備基金積立金について、基金の総額や活用実績、また活用できる可能性というのは今後どういうものが可能性としてあるのか、その辺について伺いたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）それでは、お答えをさせていただきます

す。

まず、基金の残高でございますけれども、令和3年度末で2,738万4,505円となっております。こちらの基金でございますが、当市は児童1人1台のパソコンの整備に充てようということで基金のほうを、ふるさと納税等を通してお金を集めていたところなのですけれども、令和2年度のGIGAスクール構想に伴いましてそのパソコンが整備されたというのがまず1点ございます。そのため、今後は子どもたちがパソコンを十分に活用できる環境を整備するために充てたいというふうに思っていたところなのですが、今後子どもたちのパソコンもだんだん劣化してまいります。まずバッテリーのほうが悪化すぐ始まるというところがございます。それと、5年程度たちますと機械自体も一応減価償却ということで、そろそろ入替えということもあろうかと思えます。そのときに国の補助金とか、あるかないか分からないのですけれども、そういったところの動向を見ながら、子どもたちのパソコンの劣化ですとか、機器の入替えですとか、そういった部分に充てたいということで担当課のほうでは考えているところがございます。

以上です。

(野本) 当初の目的がほかで達成されてきたということもあって、そういう意味では逆にこの基金は今回3年度にかかった小中学校のICT導入の金額からすると相当違いがあるといえますか、落差があるという中で、新しい活用の仕方というものをパソコンだけに限らず考えてもいいのかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長) まず、担当課としましては、先ほども、繰り返しになってしまうのですけれども、今後パソコンが確実に入れ替わるというところがございますので、それに備えたいというところもあるのですが、学校のほうから例えばこんなソフトを導入したいですとか、そういった要望があったときに財源として充てることも可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

(野本) では次に、337ページのさわやか相談員活用事業について、その

事業の実績について伺いたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長） さわやか相談員につきましては、中学校8校に各1名、計8名配置しておりますけれども、昨年度の実績につきましては、1年間の相談件数ですが、8校合計しまして延べ8,548件ございました。実人数で数えますと1,820人となります。そういった相談がございました。傾向としましては、中学校3年生が最も多い状況です。また、相談内容につきましては、不登校が最も多く、次いで性格、行動、その次にその他という順番の相談内容となっております。

以上です。

（野本） 相談できる環境があるということは非常にいいことだと思っておりますが、その相談の先、解決という部分ではどのように受け止めているのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長） なかなか難しいものだと思います。相談したからといってすぐにそれが解決するとは考えてはおりません。やはり継続的にそういった相談できる体制というのを整えていくこと、これが重要だと考えておりますので、引き続きさわやか相談員のみならず学校全体でそういった課題のある児童生徒を支えていけるような体制づくりは重要であるというふうに考えております。

（野本） 先ほどの答弁で不登校が多いという答弁がありましたが、教育支援センターなどとの連携なんかはどのようなになっているのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長） 教育支援センターは常に学校とは連携をしております。常にさわやか相談員のほうも研修を支援センターでやっております。そういったところで情報交換、また情報共有等をしております。もちろん学校の職員もそこに参加しておりますので、十分な情報共有がされているかなと思っております。

（野本） では次に、同じ337ページの学力定着支援事業、こちらの事業成果について伺いたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長） こちらの事業なのですけれども、本事業ですが、教師用の教科用図書及び指導書を購入する事業となっております。事業名は学力定着ということなのですが、そういった令和3年度には教

科書採択が行われたことによりまして、中学校の教師用の教科用図書、また指導書、あとは特別支援学級の増設分の教科用図書の購入費に充てております。成果というのは特に、数値による効果ははかってはいないのですけれども、各学校で教師用の教科用図書が、また指導書が使われて授業が実施されているものと考えております。

(野本) 分かりました。

では次に、349ページの小学校教育用パソコン設置事業、これと関連して357ページの中学校教育用パソコン設置事業についてですが、令和3年度新しく、急にというわけではないのですけれども、学習環境が大きく変わっていったのではないかな、議会も同じなののですけれども、急に変わってきたような感じで、対応力といいますか、教師側の対応も非常に課題ができたのではないかと思います、その辺の状況について伺いたいと思います。

(学校支援課長) ICT活用につきまして、教員の指導レベルでございますけれども、指導者用端末、またそれから子どもたちの学習者用端末の活用についての情報提供であったり、市の研修、県の研修の案内を通して指導力の向上を図っております。個々のばらつきについては、できるだけなくすような取組を行っております。

以上でございます。

(野本) 導入してすぐから今1年以上たった状況では、大分当初とは変わっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(学校支援課長) 各校の実情によるところもございますけれども、教職員の活用率は、少しずつではありますけれども、進められております。教師用の端末の活用は本当に各授業で高くなっておりますし、子どもたちの授業での活用、また持ち帰りについても進んでいるところでございます。

以上でございます。

(野本) 今答弁の中に活用率というふうな言葉がありましたが、それって数字が何かあるのですか。

(学校支援課長) 導入業者のほうでこの端末の活用について、起動した

回数であったり、時間帯によってのその回数であったり、そういったものをデータ化して取りまとめて、こちらのほうを把握して、また各校のほうに伝えて、さらなる推進というのを目指しております。

以上でございます。

（野本）具体的な数字が、どのくらいの活用率だったのが導入当初どのくらいだったのが1年経過してどのくらいになったというのは数字としてはありますか。

（学校支援課長）データとしてはございますけれども、ちょっと手元にはございませんで、正確な数字をちょっと伝えることはできません。以上でございます。

（野本）では、分かりましたら後でお答えいただければと思います。次に、351ページの小学校備品購入事業、関連して357ページの中学校備品購入事業につきまして、備品の充足状況を伺いたいと思います。各学校によってそれぞれ違うと思いますけれども、予算の配分の仕方ですか要望の仕方、要望したものがどのくらいの割合で、ほぼ全部受けることができるのか、その辺のことを伺いたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えをさせていただきます。まず、予算の配分なのでございますけれども、教材備品なんかは各学校一律25万円ということで配分しております。理科教育振興法によります教材備品につきましては、各校15万円ということでお金のほうを配分しております。学校施設管理備品につきましては、各校10万円ということで配分をしております。そういったものの中で各学校で毎年、年度初めの校長会、教頭会とかで予算配分についてご説明を申し上げた後、その中で各学校で購入の計画を立てるといような形になっております。

また、図書につきましては、小学校が20万円プラス児童数によります児童数割といいますか、そういったもの、中学校につきましては25万5,000円にプラスして生徒数割ということで、若干学校によりまして金額に差をつけているというところでございます。

以上です。

（野本）例えば学校によっては1クラスだけの学校、あるいは3クラス

以上ある学校という差はありますが、その辺に対する配慮というのは何かあるのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）学校の規模は違っても、やっぱり必要な備品というのはある程度決まっているというところがあるかと思いますが。仮にそれでどうしても足りないということがあった場合には、ご相談いただければまたその都度いろいろと対応は考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

（野本）それでは、373ページの芸術文化振興推進補助事業につきまして、補助金の活用実績、先ほども出たと思いますが、実績に対して全額使われているということで受け止めてよろしいのか伺います。

（生涯学習課長）補助金につきましては1,000万の執行でございます、そちらについては1,000万以上の執行というような事業で行っております。

（野本）その対象事業は何事業になっているのでしょうか。

（生涯学習課長）対象事業につきましては、14事業となっております。

（野本）分かりました。

では次に、373ページ、同じページの文化センター管理運営事業につきまして、修繕の内容を伺いたいと思います。

（生涯学習課長）文化センター管理運営事業の施設修繕につきましては、2,617万1,530円の内訳になりますが、まず中央監視装置リモートユニット更新修繕が1,991万2,530円、中央監視装置リモートユニット更新修繕、これ同じ、内容はちょっと違うのですが、こちらは受変電設備と消火設備の監視用で240万9,000円、またレストランの吸排気ファンの修繕が385万円となっております。先ほどお話ししました中央監視装置リモートユニット更新修繕につきましては、施設の空調関係を監視する機器となっております、文化庁の感染予防対策補助金を活用しております。こちらにつきましては、補助率は2分の1でございます。また、同じく中央監視装置リモートユニット更新修繕の、こちらは受変電設備と消火設備の監視用のところなのですが、こちらは国庫補助金に該当し

ない部分について別に修繕をさせていただいております。

以上でございます。

（野本）では次に、映画館管理運営事業の文化芸術振興支援事業の、額は先ほどの文化振興推進よりも大分大きいわけですがけれども、その内容と、それから目的、あとこれまでと推移がどうなっているか伺いたいと思います。

（生涯学習課長）映画館管理運営事業の文化芸術振興支援事業についてご説明させていただきます。

文化芸術振興支援事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして文化事業に触れる機会が減少する中、心豊かな生活を取り戻していただくことを目的に、市民カードの提示により500円で映画鑑賞できる事業となっております。こちらの事業につきましても、令和2年と令和3年度に行われておりまして、まず令和2年度では令和2年10月1日から令和3年3月31日までの6か月間行いまして、9万724人の方にご利用をいただいております。また、令和3年度では、令和3年11月1日から令和4年1月31日までの3か月間を行いまして、4万3,708名の方が利用されております。2年間で13万4,432人の方にご利用をいただきました。この事業によりまして、大変多くの方に利用していただきましたので、なかなかふだん映画を鑑賞する機会のない方も気軽に映像文化に触れることができ、文化の振興が図れたのではないかなと考えております。

以上でございます。

（野本）この事業以外での映画館の利用というのは増えているのでしょうか。

（生涯学習課長）目に見える利用人数という形では、ここはやはりコロナ禍のことがありますので、平成30年から、令和元年度の終わりぐらいから新型コロナウイルス感染症になっておりますので、平成30年度から下がってはきております。ただし、映画館は上映作品によってもかなり上下がありますので、その辺がただ単に新型コロナウイルス感染症の関係かどうかは分かりませんが、現状としてはそのような状況になっておりま

す。

(野本) あと残り時間何分でしょうか。

(あと12分ですの声あり)

(野本) 今度福祉……まず、1つだけ教育支援センターのがありましたので。

109ページ、光熱水費についてここを出されていましたが、ここを出すべきかどうか分からないのですが、いろいろな料金が高騰してきているという中で予算組みも非常に難しいのかなというふうに思いますが、この項目を見る限り予算オーバーしているようには見えないのですが、その辺の、決算で光熱水費の影響というのはどんなふうに受け止めているのか伺いたいと思います。

(学校支援課教育支援センター所長(課長級)) 電気料金につきましては、過去3年分の実績を考慮し計上しておりますが、令和2年度から3年度にかけて増額はしておりますが、今のコロナの影響は見込みましたが、現在起きているウクライナ情勢については見込みませんでしたので、そのような状況になっております。ただ、令和4年度につきましては、8月から電気料金が、価格が上がりましたので、今後不足が見込まれるというふうに考えております。

以上です。

(野本) 次に、149ページの福祉タクシー・自動車燃料費助成事業、こちらにつきましても先ほど加藤委員からも質問がありましたが、これはちょっと仕組みが私も完全に分かってはいないのですが、ガソリン代とか燃料代上がりますよね。そういうときというのは利用できる機会が減ってしまうようなイメージになるのでしょうか。

(障がい福祉課長) ガソリン代が上がるということですか。ガソリン代が上がることによってこの利用が変わるということは特にはないです。これではちょっと回答が違ったですか。

(野本) いや、自動車燃料費助成事業ということがどのような仕組みでされているのかがよく分からなかったのです。実際に支払いに使う場合は、単価が上がると要するにその分だけ乗れる距離が減るのかなというふう

なことだったのですが、そこをちょっとお願いします。

（障がい福祉課長）そのとおりでございます。実はガソリン代については、ガソリン券については700円というガソリン券を12枚給付しております。それなので、ガソリン代が上がってしまうと入るリッターは少なくなってしまうというのが現状になっております。

以上です。

（野本）そのところは、何かバランスを取れる施策というのは、市は考えていないのでしょうか。

（障がい福祉課長）今のところ、すみません、考えておりません。

以上です。

（野本）そこは部として考える余地はないのでしょうか。

（健康福祉部長）実は施策1つ行っておりまして、6月に補正を頂戴しました特別障害者手当等受給者の方へお一人当たり5万円を給付させていただきます。この9月に給付できることになっておりますので、そういうところで物価高騰、ガソリン高騰、対応していただければと思います。

（野本）しっかり対応していただいているということがよく分かりました。

次に、159ページの敬老祝金支給事業ですが、この支給の仕方というのはどのようになっているのか、まず伺いたいと思います。

（福祉課長）お答えいたします。

敬老祝金の支給方法でございますが、令和元年度までは民生委員・児童委員さんによる手渡しでの配付をさせていただいていたところですが、コロナの感染拡大防止を契機に、令和2年度以降は口座振込にて支給させていただいております。

以上です。

（野本）手渡しの頃は受け取ったとか受け取っていないとかというふうなトラブルを聞いたことがあるのですが、口座振込であればそういう問題はないのだろうと思うのですが、何かほかにトラブル的な、聞いたことがあるようなことというのはあるのでしょうか。

(福祉課長) 委員さんがおっしゃるとおり、手渡しですと受領印をいただいていたところですが、もらっている、もらっていないということの勘違いというのはあったところですが、ただ、口座振替にさせていただいたのを契機に、確実に支給ができるということもあるのですが、高齢者の方から口座情報を収集するところの部分についてなかなか、特に郵便局が高齢者の方多くて、ゆうちょ銀行の口座を入手したりですとか、その辺がちょっと担当とすれば課題になっているかなと思うところがございます。

以上です。

(野本) その口座の関係ですと、やっぱりちょっと心配になるのが今多い詐欺事件ですけれども、そういうトラブルというのは今のところないのでしょうか。

(福祉課長) 警察等とも連携を取りまして、職員のほうも電話等では口座情報の入手を控えております。必ず不足がある場合にはお手紙でのご連絡をさせていただいているところですので、確実に文面で残すようにしております。

以上です。

(野本) 今後も間違いないようお願いしたいところだと思います。169ページの子どもの居場所支援事業について伺います。こちらのほうの事業の成果についてまず伺いたいと思います。

(こども応援課長) お答えいたします。

子どもの居場所支援事業としましては、子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所の推進、企業と支援団体のマッチング、子どもたちと支援を結びつけるネットワークを形成するために、子どもや家庭に必要な支援が確実につながる仕組みづくりの一つとしてコーディネーターを配置したものです。事業成果としましては、子どもの居場所ネットワーク会議を設置し、子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守るための子どもの居場所のネットワーク化や、市内の子ども食堂等の取組情報の発信に向けた情報収集等を行いました。また、市内の小中学校を訪問し、子どもの居場所の取組を紹介するなど、学校との情報共有にも取り組みまし

た。その中で、支援が必要な対象者を子ども食堂等の関係機関へつなげたり、新たな物資の支援や人的協力を得ることができたという状況です。以上です。

（野本）そうすると、支援の対象者という今答弁でしたが、どのくらい把握されているのでしょうか。

（こども応援課長）こちら支援の対象者という言葉で、どの方が対象というのではないのですが、例えばなののですが、孤食であるとか、子どもが一人で食事を取る、それから地域とのつながりになかなか欠ける、そういった支援を必要とする子を子ども食堂と、地域の方々が運営する場所にご紹介してつなげたりというところの活動をさせていただいております。ただ、子ども食堂等の場所については、あくまでも高齢者との世代間交流であるとか、地域交流であるとか、それぞれの目的がございませぬので、必ずしも行政のための場所ではないというところでの配慮をした活動をさせていただいている次第です。

（野本）そうすると、子どもの居場所支援というのは、市としてはあくまでも支援であって、主体ではないという捉え方でよろしいのですか。

（こども応援課長）こちらにつきましては、地域の方々、NPO法人やボランティア団体様が運営する場所ということで、市としましてはその活動の支援という形で活動させていただいております。

（野本）では、同じ169ページのこどもの医療費支給事業について、その利用状況を伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、こちらのこども医療費支給事業の扶助費利用状況についてということですので、扶助費のベースでちょっとお答えさせていただきたいと思います。

近年、令和元年、2年、3年の扶助費の推移で考えますと、まず令和2年4月に対象年齢を18年度末までにまず年齢拡大をしました。令和2年3月頃からコロナウイルスが始まりまして、大幅な受診控えによる影響がございました。それで、扶助費の推移につきましては非常に予測しづらい状況が続いております。3年度には受診控えが解消されてきまして、対象者が高校生まで拡大されたという増加分を見ますと、少しずつ扶助

費のほうは微増しておる状況です。

以上です。

（野本）そうすると、何かまだ傾向としてはあまりつかめないように感じましたが、そういうことでよろしいですか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）少しつかみづらいなところではありますが、今、令和3年度の実績を見ますと幾らか状況的には以前の状況に戻ってきているのかなというところを把握しております。ですので、今後はやはり18歳までの年齢拡大分の増加分と、あとは年々児童数が減少している分、その辺を差し引いたところでも、また今年度、4年10月から現物給付のほうが始まりますので、それによる増加、その辺をいろいろと考えてみますと、少しは増えていくのかなと予測はしております。

以上です。

（野本）最後に、最後ではないのですが、181ページの病児・病後児保育事業の利用状況について伺います。

（保育課長）令和3年度につきましては、延べで270人の児童が病児保育を利用しております。

以上です。

（野本）これもやっぱりコロナの対応、影響があるのかと思いますが、この事業の今後の見込みと伺いますか、これまでと今後というのを見るとこれからも増えていくようなものなのでしょうか。

（保育課長）やっぱりコロナの関係でかなり消毒する機会が児童もありましたので、一時期は利用がかなり下がったのですがけれども、今後、今回みたいな波が来てしまうとちょっとまたいろいろと上下はすると思うのですがけれども、利用のほうはだんだん、だんだん増えてくるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時00分）



(開議 午後3時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、学校支援課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

(学校支援課長) では、先ほど野本委員さんのほうからご質問いただきました学習者用端末の各校の利活用につきましてご説明いたします。昨年度後半、学習者用端末の利活用につきまして起動回数を集計しておりました。小中学校全校の平均と市の平均としましては、1日おおむね1回もしくは1回に欠けるぐらいでございました。これを踏まえまして、今年度の目標の一つとしまして、1日1回は活用するという事で各校取り組んできてまいっています。今年度につきましては、平均としまして1日1回を、ほぼ1回ぐらいになっております。学校によりましては一度起動させてそのままという状態もありますので、1つ1日1回というところを目標として掲げまして、平均としましてはそれをおおむね達成できております。ただ、今後につきましては、昨年度まではとにかく使ってみようという、そのような姿勢がございましたが、今年度以降、また来年度に向けてさらなる活用の質の向上を目指して、先ほど申しましたけれども、職員の研修とか情報提供とかして利活用の質の向上もまた図っていきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長) これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) 会計年度任用職員というのが90件ぐらい、全体の……

(委員長) 菅野博子委員、ページ数と項目をお願いします。何ページのどこどこのということ。

(菅野) 会計年度任用職員だけ最初にページ数を言って数値を出すということはできますか。順番にやっていかないと駄目ですか。そうすると合計ってなかなかできない気がするのですけれども。

(委員長) 同じ項目であれば。

(菅野) 大丈夫ですか。ページ数を言って。

(委員長) はい。ただ、ページ数を言っていないとちょっと、量

が膨大なので、探すのが大変だと思います。

(菅野) 同じ項目でページ数。

(委員長) はい、ページ数をお願いします。

(菅野) これは… …

(委員長) どなたのどこの会計年度職員。課が分かっていたほうが早く調べられるのではないですか。どこの課の会計年度職員なのか。福祉関係か、教育関係か。

(菅野) 会計年度任用職員だけを一気に全部言うというわけにいきませんね。合計が出ないものね。

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 1 9 分)



(開議 午後 3 時 2 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) では、まず157ページの在宅介護支援事業から始めます。

質疑項目は、徘徊者検索サービスということが出ていますけれども、その内容についてお聞きをします。

(福祉課長) お答えいたします。

徘徊者検索サービスの内容ということでございますが、徘徊高齢者等の早期保護及び安全の確保を図るために、徘徊高齢者等に位置探索をできる端末機を所持をしていただきまして、該当の徘徊高齢者を在宅で介護する方からの探索の依頼に基づき、位置情報探索装置により位置を特定をいたしまして保護をするサービスでございます。

以上です。

(菅野) それは年間何件ぐらいあるのでしょうか。年によっても違うのでしょうか。

それから、一番そういうことになり得る状況というのは、どういう状況があるからそういうことになるのかというのは分かりますか。痴呆かな。

(福祉課長) こちらの対象者なのですが、要件としますと市内に住所を有する65歳以上の高齢者が対象になってまいりますので、どうしても認

知症による徘徊行動のある方が徘徊をしてしまうということを在宅で介護している方からの申込みがあります。実績ということですが、令和3年度の探索の件数は182件でございます。これは延べ人数でございますので、お一人の方が何回もこの件数にカウントしているという状況でございます。

以上です。

（菅野）北本でも何歳のあれが行方不明になりましたと、知らせてくださいというのが北本のほうでも、生出塚なんか聞こえるのです、北本の声も。ですから、鴻巣で言いますよね、スピーカーで。あれも近い人は、北本の人にも聞こえているということなのです。あらあら、これは大変だと思っているのですけれども、これはみんながそうやって見てくれば、北本と鴻巣の境なんてないわけですから、そういうふうな状況で助け合いというのはやられているわけですか。北本に鴻巣に言われて。

（福祉課長）徘徊の高齢者の方を保護していただくというのは、今も市のほうに通報がいただける場合もございますし、鴻巣警察のほうに通報があるのがほとんどでございます。鴻巣警察の所管が北本と鴻巣管内という形になりますので、そういった意味でいうと連携を取っていただいているものと思われま。我々も行政で、北本のほうで見つかったとしても、北本までそちらのサービスの委託事業者のほうはお迎えに参りますし、そういった状況も市境でも、関係ないよということはないと考えております。

以上です。

（菅野）では、159ページのシルバー人材センターですけれども、これは途中で最近、インボイスとって適格請求書という対応がというふうになって、大変何か難しい状況になってきているわけですが、シルバー人材センターの人数というのはあまり増えていませんよね。どちらかというと減ってきているのではないかなと思うのですが、どういう状況になるのか。このインボイスの制度を入れると言われるということはどういうことになるのか。

（介護保険課長）令和3年度、福祉課の決算概要ですけれども、今年度

介護保険課が所管いたしましたので、今回の菅野委員の質問にお答えいたします。

インボイスへの対応につきましてですけれども、こちら令和5年10月からの制度であり、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者、先ほど菅野委員もおっしゃっていましたが適格請求者等発行事業者のみがその交付を請求することができ、インボイスを介在した取引のみが仕入税額控除の対象となります。シルバー人材センターにつきましては、税務署に申請して登録を受けたという報告を今現在受けております。

以上でございます。

(菅野) シルバーの人は、四、五万しか大抵月働いていないのです。そうすると、年間にすると50万弱ですよ。それでもこの適格請求書のなかのどこか一翼に入れられて、払うお金が出るとかということになりはしませんか。経済的な影響。

(介護保険課長) 詳細につきましては、来年度からの制度でありますので、今後ともシルバー人材センターとよく連携いたしまして情報収集等に努めてまいります。

以上でございます。

(菅野) 163ページの地域子育て支援拠点(サロン型)事業として1,023万4,960円が計上されています。この支援拠点というのはどういう内容になっているのでしょうか。サロン型という。

(こども応援課長) こちらにつきましては、就学前の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな成長を促進する事業で、市内6か所、箕田、田間宮、あたご、エルミ、ふきあげ、北新宿で開催をしているサロンのこととなります。

以上です。

(菅野) このことによる、いわゆる働いているお母さんとかそういう人たち、あとは地域でなかなか人と交流できないという人たちがどういうふうにご利用できる制度になっていくのでしょうか。

(こども応援課長) 育休中、産休中であるとか、そういったときに子育ての悩みとかを自宅から近い場所で気軽に相談できるという形でご利用いただいているところです。

(菅野) サロンというのですから、どこかに集まるのですよね。その集まる施設というのは公共施設なのか、それとも自分たちでお金出し合って自治会の集会所みたいなところを借りなくては駄目なのか、それとも晴れた日に公園の椅子でやるのか、どういう状況になっているのでしょうか。

(こども応援課長) 先ほど申し上げた箇所の中で、児童センターが箕田、田間宮、あたご、それからコスモスふきあげ、ふきあげですね、あと北新宿、こちらが児童センターの中で行っております。それから、エルミについては、市民活動センター内の子育て交流コーナーにてサロンを運営しているという状況です。

(菅野) その場合は使用料というのは払わないでいいのですか。

(こども応援課長) 無料でご参加いただいております。

(菅野) 次、173ページのこのとり出産祝金支給事業というのは、金額とその内容を教えていただきたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、お答えいたします。まず、このとり出産祝金の内容ですが、出生して最初に本市の住民基本台帳に登録された子が対象で、受給資格は申請時において対象の子どもを監護し、かつ生計を同じくする父もしくは母または対象の子どもを養育する父母がいない場合においては対象の子どもの養育者に対して鴻巣市商工会が発行するお買物券を支給される事業となっております。金額につきましては、1子、2子は2万円、3子以降の方には5万円が支給されます。

以上です。

(菅野) これは商工会がお金を出すのでしょうか。市ではなく。商工会からお金が来るのですか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 市の事業でございます。商工会で発行するお買物券を。

以上となります。

(菅野) 商工会が発行する買物券ね。分かりました。

次、177ページですが、母子家庭等対策総合支援事業といって、高等職業訓練や健診給付金とかとあるのですけれども、この内容と、母子家庭を支援するというのですから、生活も含めて実態についてお聞きをします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、母子家庭等対策総合支援事業の中のご質問にありました高等職業訓練促進給付金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上または6か月以上養成機関で就業する場合、生活の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給する事業となっております。

以上です。

(菅野) 看護師や介護福祉士等と言っていましたけれども、ほかにも何かあるのでしょうか。

それから、負担軽減というのは、では本人も受けるのならお金がかかるわけでしょうね。そこら辺はどれぐらいかかればこういう制度に適合して生活ができるのかというのを、母子家庭の場合ですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) まず、資格等につきましては、たくさんあるので、主なものをちょっと述べさせていただきます。看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、あとは調理師、保健師、助産師、理容師などとなります。よろしいでしょうか。

あと、その金額なのですけれども……

(菅野) 金額はいいわ、もう。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) いいですか。

(菅野) これは大変な資格ではないですか。だって、大学行くか短大行くか何かしないと全部得られない資格ですよ。これは、そうすると人数というのはいっぱいいるのですか。子連れも含めていろいろ。看護師

に行くといったって、看護学校行かなくてはできないし。どのような状況なのでしょう。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) そのような方に対して、学費がとてまかかりますので、非課税世帯の方には補助として月々10万円、最後の1年間は14万円、また市民税の課税世帯につきましては7万500円、最後の12か月は11万500円という形で補助をさせていただいております。以上です。

(菅野) そうすると、これを利用している、女性に限らず男女もいると思うのですが、人数というのは経年で何人とかって分かりますか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今現在支給を受けている方につきましては、8名いらっしゃいます。

(菅野) こんないい事業があるのに8名というのは、市民に宣伝が、こういう政策があるよと行き届いていないのではないのですか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) ちょっと私の答弁が分かりづらかったと思うのですが、今現在8名となっておりますので、毎年何人かずつ卒業して新しく入ってきてという形になっておりますので、延べ人数は今把握はしていませんが、歴代しっかりと資格を取ってご卒業されて、実際にその職業に就いていられるという方の声を聞いておりますので。

以上となります。

(菅野) 女の人というのと保育士とか看護師とか、ついそちらへ行くのですけれども、これって最近できた制度ですか。前からあるのでしょうか。随分昔からある制度ですか。

(ずっと前からあるとの声あり)

(菅野) ずっと前からあるの。では、それもっと宣伝しなければ。8名なんてものではないよね、受けたい人。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) すみません。以前からある事業となっております。

以上です。

(菅野) 以前からあるのなら、もっともっと、8名や6名ではなくて、

女性が資格取りたいという人もっといると思うのです。私も子どもがちょっと離れたからといって保育士の勉強を一生懸命して、死に物狂いで勉強してようやく取りましたけれども、これはこんな人数ではなくて……母子家庭ではなかった。では駄目か。母子家庭の場合、本当に経済的に女性の労働力というのは安く使われているわけですから、もっと人数はいるのではないかと思うのですけれども。ただ、子どもを置いて行けるかどうかというのあるかもしれないけれども。でも、保育所という制度があるわけですから、そういう場合は保育所に入れて行けませんか。入れてはいけないのですか、仕事していないから。もしあれば入れて行けるのなら、そういう制度がありますよということを市報の中でもう少し分かりやすくやったらどんなによくなるかなと思うのですけれども、いかがですか。

（こども未来部長）菅野委員のご質問にお答えいたします。

以前からある制度ということで担当申し上げましたが、いわゆる児童扶養手当を受け取っている方がひとり親と、医療費もそうなのですけれども、そういった給付のたびに通知にこういう給付があるということをご紹介しています。通知で。同封しておりますので。そのほか、県の相談場所とか、ジョブサポートもそうなのですけれども、そういったところに職業何かないかなというときに、こういう制度があるから勉強してやってみたらというようなご案内もしていただいております。もっと使われていいのではないかというお話もございしますが、やはり学費というものがネックになっているのか、学費を払った上で収入が減るということもありますので、その生活の部分のサポートはこちらの給付でさせていただきますが、やはり学費はどこかで自分のスキルのために出していただくようになると思うので、そこがやっぱりネックになって、仕事を離れてまで学校に行ってしまうということがちょっと難しいのかなと思います。保育に関しては、保育所のほうでその要件としてはお預かりできる要件となりますので、学校に行っている間はお預かりできます。以上です。

（菅野）女性が一人で子どもを育てるって本当大変だと思います。1人

ならまだいいけれども、2人、3人なんてなってしまうととてももう、  
どういう状況かというのが目に見えるわけですがけれども、もう少し何と  
かそういう人たちが少しでも楽になるような政策への転換ってできない  
でしょうか。そういう人たちには利用料を少し減らすとか、そういうこ  
とも含めてもっと励ます政策というのできないでしょうか。生活保護を  
全部よこせと言っているわけではないのですから。もっと励ます政策と  
いうのは何らかの形でできないものではないでしょうか。

（こども未来部長）菅野委員のおっしゃることなのですからけれども、こど  
も未来部挙げて様々な子育て支援事業をやっております。その中には給  
付等も含まれておりますし、サポートという支援というところでは本当  
にたくさんの事業を展開していると思っておりますので、そちらのほう  
で受けていただく、あるいはここの巣という相談窓口もできましたので、  
そちらでご事情等を伺いながら、できるサポートをこちらが探してご案  
内をするということで周知に努めてまいりたいと思います。  
以上でございます。

（菅野）次は、181ページの民間保育園等補助事業、いきいき子育て支援  
事業。これは民間保育園となっているのですけれども、両方とも、2種  
類あるのです、民間保育園の補助。これ少子化の中で今子どもは本当に  
減っていますよね。保育園がバスで送り迎えしていくのも、前は例えば  
10人いたのが6人ぐらいになっているとか、とにかく子どもが減ってい  
るのです、今。ですから、こういう中で採算点というのはどうつかま  
えて、行こうと思ったらその保育園がそういうのがなくなっているなん  
ていうこともあり得ないので、鴻巣の場合そういうことなく、採算点  
が合う事業で住民もその施策にあずかれるというふうな運営になっている  
のでしょうか。

（保育課長）菅野委員の質問にお答えします。  
各事業者のほうで、市のほうとしてちょっと採算性については把握はし  
ておりませんが、各施設とも給付費や補助金の中でやりくりして  
いるものと考えております。  
以上です。

(菅野) 次は223ページですけれども、生活保護扶助事業が出されています。生活扶助、医療扶助、介護扶助等の実態はどういうふうになっているのでしょうか。

(福祉課長) お答えいたします。

生活保護の扶助事業の中で生活扶助というものについては、衣食、それから日常の需要を満たすために必要になるもの、それと移送費等になります。医療扶助についてでございますが、医療扶助ですと、お医者さんにかかる際の診察の費用、あとは薬剤または治療用の材料、医学的処置、手術その他の治療等の扶助費でございます。それと、介護扶助でございますが、介護サービスに係る居宅介護の部分ですとか、福祉用具、施設介護等になっております。

以上です。

(菅野) これは、額には制限があるのでしょうか。全てに制限があるのか。一定額の範囲ならいいという制限がその本人にとって、この範囲ならよかったと思うのか、やっぱり足りないのだわという範囲なのか、ちょっとこの扶助の内容について、金額についてお聞きしたいと思います。

(福祉課長) 今手持ちの資料の中に、全てちょっとお答えできるものではないのですが、例えば介護扶助の中等ですと介護の報酬に係る部分で決まりがあるものもあるようです。あとは、生活保護基準ということで許可がある、上限があるものもございまして、全て一律にということではありませんが、中には上限が定められているものもございまして。

以上です。

(菅野) 民生費の中で、福祉部門に限らず全体に会計年度任用職員というのが物すごく多いのです。福祉から何から、総務費から何から全体に関わって非常に多いのですが、これは、会計年度任用職員というのはインボイスと関係ありますよね。適格請求書って。財務省から寄せられたインボイス、適格請求書等方式のものが含まれているわけですけれども、シルバー人材センターがこれの中でなかなか苦境に立たされるのではないと言われる状況になっていると思うのですけれども、安い、シルバーの人なんて月々三、四万ぐらいしかもらっていないのです。そんな10万

ももらっているような人は多分いないと思うのです、年齢からいって。70代より80代、ひょっとすると90代もいるわけですから。このシルバー人材センターのいわゆる労働がちゃんと続くように、そういう手だてというのはされているのでしょうか。今まで払わなかった分も払わなければいけないという方式を何か入れようとしているらしいのですけれども、政府は。ここら辺はどういうふうにつかんでいるかちょっとお聞きしたいと思います。つかんでいないか。

（福祉課長） 幾つか今お話があって、インボイスの関係は先ほど介護保険課長のほうから、令和5年の開始ということですので、情報収集に努めますというお話があったかと思いますが、今シルバー人材センターの対象の登録人数ですとか売上げ等であれば私のほうからお答えすることができますが、いかがいたしますか。登録の人数等であれば現状は把握しております。インボイスのほうの関係は、令和3年度所管をしておりました福祉課のほうには特に何か影響のところについては相談はございませんでした。

以上です。

（菅野） これ今年に入るわけではないから、来年以降になれば何らかの影響は来るといえるのは報道されているのです。シルバーの人がそうすると仕事なくなってしまうようではしようがないわけで、月三、四万でももうお金よりも健康のためだったり、楽しく仕事できるとか、皆さんに本当に役に立っていただいているという地域との交流も十分できるのです。私の団地も公園の草刈りとか、あとトイレの掃除とか、ああいいうのも全部シルバーの方がちゃんとやってくれているのです。本当にきれいによくやってくれるので、この人たちが国の制度の下で、来年から入る制度なわけですから、続けてやっていけるように手だてをどのように市としてやれば続けられるのでしょうか。

（福祉課長） 今、菅野委員のご自宅の周辺の様子をお話しいただきましたけれども、実は福祉課の中にも令和3年度から老人クラブの事務局を今担っている担当がございました。その老人クラブの庶務事業というのが大変事務が煩雑で時間がかかるところを、老人クラブの連合会とし

での立場でシルバー人材センターのほうに事務員さんを派遣していただいております。なので、そういった活用については老人クラブ等も今積極的に高齢者の生きがい対策ということで周知をしているところでございます。

以上です。

(菅野) あと何分。

(委員長) 終わりです。

(菅野) 終わり。

(委員長) はい。明日、全部終わった後に、どうしても質問したいものがあれば5分ほど質問時間を取りますので。

(菅野) お願いします。

(委員長) あしたです。あした。

(菅野) あした。分かりました。ありがとうございました。

(委員長) よろしくお願いします。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後3時52分)